

昭和三十五年法律第三十六号

関税暫定措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、国民経済の健全な発展に資するため、必要な物品の関税率の調整に関し、関税率法(明治四十三年法律第五十四号)及び関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の暫定的特例を定めるものとする。

(暫定税率)

第二条 別表第一に掲げる物品で令和七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で令和七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。(国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率)

第三条 国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」という。)による関税についての便益を与えることが適当でないときは、政令で定める国(その一部である地域を含む。)を原産地とする物品で政令で定めるもので、政令で定める期間内に輸入されるものに課する関税率は、関税法第三条ただし書(課税物件)の規定にかかわらず、関税率法第三条(課税標準及び税率)の規定(前条の規定の適用があるときは、同条の規定)によるものとする。

2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(航空機部分品の免税)

第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、令和八年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 航空機に使用する部分品

二 税関長の承認を受けた工場において航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材

三 人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他宇宙開発の用に供する物品

四 税関長の承認を受けた工場において前号に掲げる物品の製作に使用する素材

第五条から第七条の二まで 削除

緊急関税)

第七条の三 平成七年度から令和六年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表(以下「告示等」という。)を定める数量(以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該各項目に掲げる物品について、その超えることとなつた月の翌々の初日(次項第六号及び第八項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税率は、関税率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率(第七條の七及び第八條の二において「協定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。))の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。)に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、令和六年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項目に掲げる物品であつて経済連携協定(一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。)との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、

その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。)に係る輸入数量及び同表の各項目に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。)に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。)を当該各項目ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- 一 第八条の五第二項の規定により政令で定める数量の範囲内で輸入されるもの
- 二 関税率法別表第四〇二・一〇号の一及び二の(一)、第四〇二・二九号並びに第四〇二・九九号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調整ホエイ並びに同表第四〇五・一〇号、第四〇五・二〇号及び第四〇五・五〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)第十七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

三 関税率法別表第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号及び第一〇〇一・九九号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一〇〇三・一〇号及び第一〇〇三・九〇号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一〇〇八・六〇号の二に掲げるライ小麦、同表第一〇〇一・〇〇号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一〇〇二・九〇号の一及び二

に掲げる小麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一〇〇三・一一号、第一〇〇三・一九号の一及び二、第一〇〇三・二〇号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇〇四・一九号の一及び三並びに第一〇〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一〇〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一〇〇一・二〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)並びに第一〇〇一・九〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉等の調製食品、同表第一〇〇四・一〇号の二の(二)及び(三)、第一九〇四・二〇号の二の(二)及び(三)、第一九〇四・三〇号並びに第一九〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第十三号)第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに行う政府の買入れ及び売渡しに係る表等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める表等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

四 関税率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一〇〇二・九〇号の三に掲げる米粉、同表第一〇〇三・一九号の四及び第一〇〇三・二〇号の三の(二)に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇〇四・一九号の二の(二)及び第一〇〇四・二九号の二に掲げる加工穀物、同表第一九〇一・二〇号の一の(二)のA及び(三)並びに第一九〇一・九〇号の一の(二)のA及び(三)に掲げる穀粉等の調製食品、同表第一九〇四・一〇号の二の(一)、第一九〇四・二〇号の二の(一)及び第一九〇四・九〇号の一に掲げる穀物等の調製食品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令

に掲げる小麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一〇〇三・一一号、第一〇〇三・一九号の一及び二、第一〇〇三・二〇号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇〇四・一九号の一及び三並びに第一〇〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一〇〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一〇〇一・二〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)並びに第一〇〇一・九〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉等の調製食品、同表第一〇〇四・一〇号の二の(二)及び(三)、第一九〇四・二〇号の二の(二)及び(三)、第一九〇四・三〇号並びに第一九〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第十三号)第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに行う政府の買入れ及び売渡しに係る表等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める表等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

四 関税率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一〇〇二・九〇号の三に掲げる米粉、同表第一〇〇三・一九号の四及び第一〇〇三・二〇号の三の(二)に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇〇四・一九号の二の(二)及び第一〇〇四・二九号の二に掲げる加工穀物、同表第一九〇一・二〇号の一の(二)のA及び(三)並びに第一九〇一・九〇号の一の(二)のA及び(三)に掲げる穀粉等の調製食品、同表第一九〇四・一〇号の二の(一)、第一九〇四・二〇号の二の(一)及び第一九〇四・九〇号の一に掲げる穀物等の調製食品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令

に掲げる小麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一〇〇三・一一号、第一〇〇三・一九号の一及び二、第一〇〇三・二〇号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇〇四・一九号の一及び三並びに第一〇〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一〇〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一〇〇一・二〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)並びに第一〇〇一・九〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉等の調製食品、同表第一〇〇四・一〇号の二の(二)及び(三)、第一九〇四・二〇号の二の(二)及び(三)、第一九〇四・三〇号並びに第一九〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第十三号)第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに行う政府の買入れ及び売渡しに係る表等として輸入されるもの、同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令

で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四十九条第一項の規定により政府が貸付を行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもの

五 関税率法第九條第一項第二号（緊急関税率）の規定による措置その他の一般協定第九條一（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定（第七條の六第二項第二号において「セーフガード協定」という。）による措置がとられている物品

六 発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認められたもの

3 第一項に規定する場合に該当することとなつた別表第一の六に掲げる物品について、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接接合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、同項の規定の適用を停止することができる。

4 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年（同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項及び次項において単に「前年」という。）までの過去三年間における各年（同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間。第一号において同じ。）の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この項及び次項において「平均輸入数量」という。）に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分

の一に相当する数量（次号及び第三号において「平均国内消費量」という。）に百分の十を乗じて得た数量以下の場合、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年（別表第一の六の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項において単に「前々年」という。）の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

二 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の十を乗じて得た数量を超え、百分の三十を乗じて得た数量以下の場合、平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

三 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の三十を乗じて得た数量を超える場合、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量に百分の百五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

5 前項の規定により第一項に規定する輸入基準数量を算出するに当たり、別表第一の六の各項目のうち前年までの過去三年間における国内消費量が不明な物品を含む項がある場合には、当該国内消費量が不明な物品を含む項に係る輸入基準数量は、その項の平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量とする。

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量（経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の

原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認められたもの（第一号において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（同号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日間の期間に係るものに限る。同号において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を合計した数量に相当する数量を除く。以下この項及び次項において同じ。）」と読み替へるものとする。

7 第一項及び第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する輸入数量は、関税法第三二條第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（令和六年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和六年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項目に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特例（緊急関税））

第七條の四 平成七年度から令和六年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課

する物品にあつては、関税率法第四條から第四條の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和三十二年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三條（課税標準及び税率）の規定又は第二條若しくは第八條の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の十を乗じて得た金額を超え、百分の四十を乗じて得た金額以下の場合、加算される税額Ⅱ（発動基準価格×0.91課税価格）×0.3

二 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の四十を乗じて得た金額を超え、百分の六十を乗じて得た金額以下の場合、加算される税額Ⅱ（発動基準価格×0.61課税価格）×0.5 + 発動基準価格×0.09

三 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の六十を乗じて得た金額を超え、百分の七十五を乗じて得た金額以下の場合、加算される税額Ⅱ（発動基準価格×0.41課税価格）×0.7 + 発動基準価格×0.19

四 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の七十五を乗じて得た金額を超える場合、加算される税額Ⅱ（発動基準価格×0.251課税価格）×0.9 + 発動基準価格×0.295

2 前項の規定は、別表第一の七に掲げる物品が前条第二項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する場合又は同条の規定により加算された関税が課されている物品である場合には、適用しない。

3 別表第一の七に掲げる物品のうち、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接接合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるものがあるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指

定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、第一項の規定の適用を停止することができる。

第七条の五 削除

(豚肉等に係る特別緊急関税)

第七条の六 平成七年度から令和六年度までの各年度において、当該年度中の関税定率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)、同表第一〇三・一一号の二、第一〇三・一二号の二、第一〇三・一九号の二、第一〇三・二二号の二、第一〇三・二二号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇三・三〇号の二の(一)及び第一〇三・四九号の二の(一)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇三・一一号、第一〇三・一一〇号、第一〇三・一九号及び第一〇三・一九九号の二に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一〇三・二四号の二、第一〇三・二四二号の二及び第一〇三・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(次項第一号及び第五項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二号又は第八号の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和六年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの(以下この項及び第七條の九において「譲許適用物品」という。)に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(譲許適用物品を除く。)に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。))との合計数量を控除した輸入数量(第五項において「協定対象外輸入数量」という。)があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 輸入に係る豚肉等が発動日前において本邦に向けて送り出されたものであることを政令で定めるところにより税関長が認めた場合

二 豚肉等について関税定率法第九條第一項第二号(緊急関税等)の規定による措置その他(一般協定第十九條一(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定及びセーフガード協定による措置)がとられている場合

3 第七条の三第四項の規定は、輸入基準数量又は協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第一項に規定する豚肉等の輸入数量(経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの(以下この項において「譲許適用物品」という。))に係る輸入数量」とあり、同項中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量(譲許適用物品に係る輸入数量と締約国産物品に係る輸入数量との合計数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。))と読み替へるものとする。

4 第七条の三第七項の規定は、第一項に規定する輸入数量又は前項において準用する同条第四項に規定する国内消費量を算出する場合について準用する。

5 財務大臣は、平成七年度から令和六年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量(令和六年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量)について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合(令和六年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。)には、発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

第七条の七 経済連携協定に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加の事実(第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の事実」という。)

が、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第六項及び第七項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。))がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条、第七条の九第二号、第七条の十及び第八條の二第一項において同じ。)、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、関税率法別表に定める税率(第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率)及び協定税率のうちいずれか低いもの(以下「実税率」という。)の範囲内において関税率を引き上げること。

2 前項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

3 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はつた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

4 経済連携協定の我が国以外の締約国(第十二條の四において「協定締約国」という。)において当該経済連携協定の規定に基づき関税の緊急措置(次項において「我が国以外の締約国の緊急措置」という。))がとられた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定める

該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

5 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又は我が国以外の締約国の緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響がでるだけ少ないものとするよう配慮のもとに行わなければならない。

6 政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

7 政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、実税率の範囲内において関税率を引き上げること。

8 政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しななければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

が、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第六項及び第七項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。))がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条、第七条の九第二号、第七条の十及び第八條の二第一項において同じ。)、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

9 財務大臣は、第四項に基づき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

10 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならぬ。

11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正)

**第七条の八** 修正対象物品(経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合)に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができるものと定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める輸入数量。第三項及び第四項において同じ。)が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量(同項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々月の初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める期間。第一号及び同項において「発動期間」という。)内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。

あるときは、その定めるところにより、政令で定める日)の前日における実行税率  
三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率  
2 前項の規定は、経済連携協定の規定に基づき、政令で定める修正対象物品については、適用しない。

3 第七条の三第七項の規定は、修正対象物品の輸入数量を算出する場合について準用する。  
4 財務大臣は、その年度の初日(政令で定める修正対象物品にあつては政令で定める日)とし、経済連携協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品(政令で定める物品を除く。)にあつては同日とする。)からその年度の毎月末日までの修正対象物品の輸入数量について翌々月末日までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品についての発動期間について当該発動期間の開始の前日までに、それぞれ告示等をするものとする。

5 政令で定める修正対象物品に係る前項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。  
(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回つた場合の関税の譲許の修正)

**第七条の九** 譲許適用物品である関税率法別表第一〇一・二九号の二の(二)に掲げる物品のうち、一頭の課税価格が発動基準価格(経済連携協定に定められた当該物品の発動価格に百分の九十を乗じて得た価格をいう。)を下回るもの(第二号において「譲許修正物品」という。)に課する関税の率は、次に掲げる税率のうち最も低いものとする。

一 この条の規定により関税の譲許を修正する日における実行税率  
二 当該経済連携協定が譲許修正物品の原産地である国について効力を生ずる日の前日における実行税率  
三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率  
(経済連携協定に基づく報復関税)

**第七条の十** 経済連携協定に基づいて直接又は間接に我が国に与えられた利益を守るため必要が

あると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び関税の譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

2 財務大臣は、前項に基づき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、関税の譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

3 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならぬ。

4 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

**第八条** 加工又は組立てのため、令和八年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品(関税率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。)で、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

二 関税率法別表第五十七類及び第六十一類から第六十三類までに該当する製品(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)  
三 関税率法別表第六四〇六・一〇号の一に該当する製品のうち甲(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

2 次条第一項又は第三項の規定の適用を受ける物品については、前項の規定は、適用しない。  
(特惠関税等)

**第八条の二** 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するものうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの(以下「特惠受益国等」という。)を原産地とする次の各号に掲げる物品で、令和十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 関税率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品のうち別表第二に掲げるものの同表に定める税率  
二 関税率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの(同法別表(別表第一)に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。同法別表に定める税率(別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める税率)及び協定税率のうちいづれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た税率

三 関税率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三、第四及び第五に掲げる物品以外のもの(同法別表(別表第一)に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。無税

前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるものうち、当該一の特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないとして認められるものがある場合におい

ては、政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

二 関税率法別表第四二・〇二項に該当する製品のうち外面が革製又はコンポジションレザ製のものと並びに同表第四二・〇三項に該当する製品のうち野球用のグローブ及びミット以外のもの(これらの製品のうち、本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

ては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特恵受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

3 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税（第一項の規定により課される関税をいう。）について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国（次条において「特別特恵受益国」という。）を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの（関税定率法別表（別表第一）に掲げる物品にあつては、同表）及び同項第一号に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。）で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける物品の原産地の確認その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特恵関税等の適用の停止）

第八条の三 特恵受益国等（特別特恵受益国を除く。）を原産地とする前条第一項各号に掲げる物品の輸入が同項各号に定める税率の適用により増加し、その輸入が、これと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間並びに必要があるときは国又は地域を指定し、同項の規定の適用を停止することができる。

2 前項の規定は、特別特恵受益国を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの（関税定率法別表（別表第一）に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。）について準用する。この場合において、前項中「同項各号に定める税率」とあるのは「前条第一項又は第三項の規定による税率」と、「同項の規定」とあるのは「同条第一項又は第三項の規定」と読み替えるものとし、前条第三項の規定の適用を受ける物品につき、その適用を停止するときは、当該物品については、同条第一項の規定の適用はないものとする。

（特恵受益国等原産品であることの確認）

第八条の四 税関長は、輸入申告がされた貨物について、第八条の二第一項又は第三項（特恵関

税等）の規定による関税についての便益を適用する場合において、当該貨物が特恵受益国等を原産地とする物品（以下この項において「特恵受益国等原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求め、方法を求める方法

二 特恵受益国等の権限ある当局（特恵受益国等から輸出される貨物が特恵受益国等原産品であることを証明する書類の発給に関し権限を有する機関をいう。以下この条において同じ。）又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求め、方法を求める方法

三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

四 特恵受益国等の権限ある当局に対し、当該特恵受益国等の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

2 前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

3 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、特恵受益国等が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

4 第一項第四号の求めは、特恵受益国等の権限ある当局が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

5 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第八条の二第一項又は第三項の規定による関税についての便益の適用を受けようとする貨物について、当該便益を与えないことができる。

一 当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二 当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。

三 第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

四 第三項の通知をした場合において、特恵受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が第一項第三号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五 第一項第四号の求めを行つた場合において、特恵受益国等の権限ある当局が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

6 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、その結果の内容（その理由を含む。）を当該確認に係る貨物を輸入する者に通知するものとする。

（暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用）

第八条の五 第二条及び第八条の二に規定する物品に対する関税定率法第六条第一項若しくは第二項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項若しくは第二項又は第九条第一項、第四項若しくは第八項の規定の適用については、これらの規定中「別表の税率」とあるのは、「別表の税率（関税暫定措置法第二条、第七条の三第一項、第七條の四第一項、第七條の六第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用される税率）」とする。

2 関税定率法第九条の二の規定は、別表第一において税率が一定の数量を限度として定められている物品のうち政令で定めるものについて準用する。

（経済連携協定に基づく関税割当制度）

第八条の六 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもの（次項に規定する物品を除く。）については、その譲許の便益は、当該一

定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるものうち輸出国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（経済連携協定に基づく加工又は修繕のための輸出された貨物の免税）

第八条の七 加工又は修繕（政令で定めるものを除く。）のため本邦から経済連携協定の我が国以外の締約国に輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物については、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

（軽減税率等の適用手続）

第九条 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率（以下「軽減税率」という。）が定められているもので政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

2 経済連携協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で政令で定めるものについて、その譲許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。



(経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)

第九條の二 経済連携協定の規定に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)が税関の監督の下で原料の原料として使用するものであることを要件としている物品のうち、次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に規定する製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、譲許の便益を適用する。

一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税定率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品  
二 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税定率法別表第一〇〇三・九九号に掲げる物品

2 税関長は、前項の経済連携協定又はこの法律若しくは関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、同項の承認をしななければならない。

3 第一項の規定により譲許の便益の適用を受ける場合においては、税関長は、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件とし、税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する担保を提供させることができる。

4 第一項各号に規定する製造を行うに際しては、税関長が同項の規定により譲許の便益の適用を受けた原料品(以下この条において「製造用原料品」という。)による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除くほか、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、その都度又は随時、その製品について検査を受けなければならない。

6 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、又は当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

7 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に該当することとなつた者から、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税を、直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合には、その関税を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、関税定率法第十條第一項(変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等)の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一 第一項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けずに製造用原料品を当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に第五項の規定による届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

8 第一項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延べ面積、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

(用途外使用等の制限)  
第十條 第四條の規定により関税の免除を受け、又は第九條第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品は、その輸入の許可の日から二年以内に、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれら以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

第十一條 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けずに同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税を直ちに徴収する。この場合において、当該承認を受けた物品につき使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税定率法第十條第一項(変質又は損傷による減税)の規定に準じてその関税を軽減することができる。

第四條の規定により関税の免除を受けた物品については、その免除を受けた額  
二 第九條第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品については、特定の使用に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率又は当該譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額

(関税の免除等を受けた物品の転用)  
第十二條 関税定率法第二十條の三(関税の軽減、免除等を受けた物品の転用)の規定は、第四條の規定により関税の免除を受け、又は第九條第一項の軽減税率若しくは同条第二項若しくは第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供され、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡される場合について準用する。

(更正の請求の特例)  
第十二條の二 納税申告(関税法第七條第一項(申告)の規定による申告又は同法第七條の十四第一項(修正申告)の規定による修正申告をいう。以下この条において同じ。)をした者は、当該納税申告に係る貨物(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「環太平洋包括的及び先進的な協定」という。)の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的な協定の原産品とされる貨物に限る。)について環太平洋包括的及び先進的な協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることにより、当該納税申告に係る納付すべき税額(当該税額に関し同法第七條の十六第一項又は第三項(更正及び決定)の規定による更正(以下この条において「更正」という。))があつた場合には、当該更正後の税額)が過大と

なるときは、当該貨物の輸入の許可の日から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該納税申告に係る税額(当該税額)に於いて同法第七條の十五第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができる。  
(賦課決定の請求)  
第十二條の三 関税法第六條の二第一項第二号(税額の確定の方式)に規定する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、同法第八條第一項(賦課決定)の規定により、税関長が環太平洋包括的及び先進的な協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しない当該貨物(環太平洋包括的及び先進的な協定の規定に基づく環太平洋包括的及び先進的な協定の原産品とされる貨物に限る。)の関税に係る納付すべき税額の決定をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額(同条第三項の規定による決定があつた場合には、当該決定後の税額)が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日(同号に規定する郵便物の場合は、日本郵便株式会社から交付した日)から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該決定に係る税額の変更について同条第三項の規定による決定をすべき旨の請求をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による決定の請求があつた場合には、その請求に係る貨物が環太平洋包括的及び先進的な協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的な協定の原産品とされるものであるかどうかその他必要な事項について調査しなければならない。

3 税関長は、前項の調査をした場合において、関税法第八條第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 第一項の請求に基づく関税法第八條第三項の規定による決定により納付すべき税額が減少した関税(当該関税に係る延滞税を含む。)に係る過納金について同法第十三條第二項(還付及び充当)に規定する還付加算金を計算する場合における同項の規定の適用については、同条第二号中「更正の請求に基づく更正」とあるのは「関税暫定措置法第十二條の三第一項(賦課決定の請求)の請求に基づく賦課決定」と、「そ

の更正の請求」とあるのは「その請求」と、「当該更正」とあるのは「当該決定」とする。  
(経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認)

**第十二条の四** 税関長は、輸入申告がされた貨物について、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益を適用する場合において、当該貨物が当該経済連携協定の規定に基づき協定締約国の原産品とされるもの(以下この項において「締約国原産品」という。)であるかどうかの確認をするために必要があるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、次に掲げる方法によりその確認をすることができ、  
一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

二 協定締約国の権限ある当局(協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができると認められる者)に権限を有する機関をいう。第四号において同じ。協定締約国の税関当局(関税法、関税定率法その他の関税に関する法律に相当する協定締約国の法令を執行する当局をいう。)又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、又は当該貨物について質問し、又は当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法  
三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法  
四 協定締約国の権限ある当局に対し、当該協定締約国の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

五 その他当該経済連携協定に定める方法  
六 前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもってするものとする。  
七 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、経済連携協定の規定に基づき、同様の輸出者若しくは生産者又はこれ

らる者が所在する協定締約国が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定め、書面によりその旨を通知するものとする。  
八 税関長は、その職員に環太平洋包括的及び先進的協定第四章(繊維及び繊維製品)附属書四一A(繊維及び繊維製品の品目別原産地規則)に掲げる品目に該当する貨物について第一項第三号の調査をさせようとする場合において、当該調査の対象となる貨物に係る申告の内容その他税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、当該貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるものであるかどうかの把握を困難にするおそれがあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を要しない。  
九 第一項第四号の求めは、協定締約国が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもってするものとする。  
十 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けようとする貨物について、当該経済連携協定の規定に基づき、当該譲許の便益を与えないことができる。  
一 当該貨物が当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。  
二 当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。  
三 第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。  
四 協定締約国又は第一項第三号の輸出者若しくは生産者が同様の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。  
五 第一項第四号の求めを行った場合において、協定締約国が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。  
六 その他経済連携協定に定める事項に該当するとき。

七 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、当該経済連携協定の規定に基づき、その結果の内容(その理由を含む。)を当該確認の相手方となつた者(当該経済連携協定に定める者に限る。)に通知するものとする。  
(環太平洋包括的及び先進的協定に基づく調査)

**第十二条の五** 税関長は、環太平洋包括的及び先進的協定第四章(繊維及び繊維製品)附属書四一A(繊維及び繊維製品の品目別原産地規則)に掲げる品目に該当する貨物の輸入に關し、関税法、関税定率法その他の関税に関する法律に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合においては、その事実の確認をするために必要があるときは、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき、その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させることができる。  
二 前条第三項及び第四項の規定は税関長がその職員に前項の調査をさせようとする場合について、同条第七項の規定は前項の確認をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「同様の輸出者若しくは生産者又はこれら二者が所在する協定締約国」とあるのは「次条第一項の輸出者又は生産者」と、同条第四項中「当該貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるもの」とあるのは「関税法、関税定率法その他の関税に関する法律に違反する行為」と読み替えるものとする。  
(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確認に関する特例)

**第十三条** 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第四十五條第二項(指定保税地域等)の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場(同法第四十三條第一項(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。))を受けた者がした関税法第六十一條の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六條第一項(保税工場の許可)の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する沖繩振興特別措置法第四十二條第一項(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等)に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定め

られた同法第四十一條第二項第二号(国際物流拠点産業集積計画の作成等)に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。)における関税法第五十六條第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が令和七年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七條第二項(申告)の規定により提出される輸入申告書又は同法第七條の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四條第一項本文(課税物件の確定の時期)の規定の適用を受けたい旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。  
二 前項の規定は、本邦の産業に対する影響等を考慮して同項の規定を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物については、適用しない。  
(沖繩県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)  
**第十四条** 沖繩県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から購入した沖繩振興特別措置法第二十六條(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)に規定する物品であつて、同条に規定する旅客ターミナル施設等において輸入するもの(当該出域の際に携帯して移出するものに限る。)については、令和九年三月三十一日までの間、その関税を免除する。  
二 前項の規定により関税の免除を受けた物品について、個人的用途以外の用途に供された場合又は同項に規定する出域の際に携帯して移出されなかつた場合には、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。  
三 税関長は、第一項の承認を受けた小売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合においては、その承認を取り消すことができる。  
四 第一項の規定による関税の免除の手續その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
**第十五条** 関税法第五十五條第一項第五号(税関職員の権限)の規定は、第四條の規定により関税

を免除した場合は第九條第一項の軽減税率若しくは同條第二項若しくは第九條の二第一項の譲許の便益を適用した場合について準用する。この場合において、第九條第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは「軽減税率の適用を受けた貨物」と、同條第二項又は第九條の二第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。

2 税関職員は、前項の規定により職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

一 第九條の二第六項の規定に違反して同項の製造用原料品を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

二 第十條の規定に違反して同條の物品を同條に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

第十七条 第十五條第一項において準用する関税法第五條第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の権限）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産について、前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各條の罰金刑を科する。（犯則事件の調査及び処分）

第十九条 関税法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定は、前三條の犯則事件の調査及び処分について準用する。

附則 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

七号 抄

1 この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年四月一日から施行する。

附則（昭和三十七年三月三十一日法律第五二号）抄

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則（昭和三十八年三月三十一日法律第六八号）抄

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中関稅定率法第十三條、第十七條第三項、第十七條の二第三項、第十八條及び第十九條の改正規定、第二条中関稅法第八條、第十一條及び第十七條の改正規定並びに同法に第十二條の二の規定を加える改正規定並びに第三条中関稅暫定措置法第七條第二項の改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附則（昭和三十九年三月三十一日法律第三一号）抄

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三十一日法律第三〇号）抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四一年三月三十一日法律第三八号）抄

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則（昭和四二年三月三十一日法律第七七号）抄

1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附則（昭和四二年五月二七日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附則（昭和四三年三月三〇日法律第五五号）抄

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附則（昭和四四年三月三十一日法律第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則（昭和四五年三月二七日法律第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附則（昭和四五年四月二四日法律第三二号）抄

1 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中第七條の七の次に一條を加える改正規定 昭和四十五年七月一日

附則（昭和四六年三月三十一日法律第二六号）抄

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第三条中次の各号に掲げる関稅暫定措置法の改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第七條の七に一項を加える改正規定、第八條の二の改正規定（同條第二項の改正規定を除く。）、同條を第八條の五とし、第八條の次に三條を加える改正規定及び別表の改正規定（別表第二から別表第四までに係る部分に限る。） 昭和四十六年十月一日までの間において政令で定める日

二 第七條の八第一項の改正規定（「三百円」を「五百円」に改める部分に限る。） 昭和四十六年十一月一日

附則（昭和四七年三月三十一日法律第六六号）抄

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関稅暫定措置法第六條の規定により関稅の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四七年十一月一五日法律第一二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同日から起算して十五日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（関稅暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四八年三月三十一日法律第四号）抄

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四九年三月三〇日法律第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（関稅暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に改正前の関稅暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第二条、第七條第一項、第七條の三又は第七條の四第一項の規定により関稅の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七條第四項、第七條の四第三項又は第七條の五第一項の規定により関稅の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関稅の還付については、なお従前の例による。

（罰則に対する経過措置）

第七條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定により従前の例によることとされる物品又は関稅の還付及びこの附則の規定によりなおその効力を有するものとされる旧定率法、旧暫定法又は旧関稅法の規定に係る物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四九年五月二五日法律第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五〇年三月三十一日法律第七号）抄

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関稅暫定措置法第八條第一項の規定により関稅の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



附則 (昭和五十一年一月九日法律第一号)抄

第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附則 (昭和五十一年三月三十一日法律第六号)

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に関税暫定措置法第八条の七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第一第一〇・〇五号の(1)の(i)に掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十一年三月三十一日法律第一二二号)抄

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法(以下「旧暫定法」という。)第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の規定により関税の軽減若しくは免除を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一第二七・〇九号の(1)若しくは第二七・一〇号の(四)に掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の二第二項若しくは第三項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 昭和五十一年四月一日から同年六月三十日まで(改正後の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定の適用を受ける者がこの法律の施行前に旧暫定法第七条の二第三項の規定の適用を受けた者である場合には同年八月三十一日まで)の間に、改正後の関税暫定措置法第七条第四項、第七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、これらの規定中「六百二十円」とあるのは、「五百三十円」として、これらの規定を適用する。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十三年三月四日法律第五号)抄

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中関税率別表の付表の改正規定(同付表第一号の第二欄の(2)のB及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。)及び第二条中関税暫定措置法別表第五の改正規定(同表の第二欄の(1)のD、(2)のB、(3)のG及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。)酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十一号)第一条中酒税法第二十二條の改正規定が施行されることとなる日

二 第二条中関税暫定措置法第二条に一項を加える改正規定、同法第七条の五第一項の改正規定(別表第一の三)を「別表第一の四」に改める部分に限る。、同法第八条の二第一項第三号の改正規定、同法第八条の三の改正規定、同法第八条の六の改正規定及び同法別表第一の三を同法別表第一の四とし、同法別表第一の二の次に一表を加える改正規定 この法律の公布の日

三 第二条中関税暫定措置法第七条第一項の改正規定(第二号に係る部分に限る。)、同法第七条第四項及び第七条の二第一項の改正規定、同法第七条の三第一項の改正規定(第二号に係る部分に限る。)、同法第七条の三第三項の改正規定、同法第八条第一項の改正規定(同号の(2)に係る部分に限る。)、及び同法別表第一第二七・一〇号の改正規定(同号の(四)のAの(1)及び(2)の(i)、同号の(四)のBの(1)及び(2)の(i)並びに同号の(四)のCの(1)及び(2)の(i)に係る部分に限る。)、石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)の施行により保税地域から引き取られる原油並びに重油及び粗油について石油税が課されることとなる日

(特定の期間において適用すべき新定率別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等)

第二条

2 昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正後の関税暫定措置法(以下「新暫定法」という。)別表第五の第二欄の(1)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(2)のBに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三〇〇円と、同表の第二欄の(3)のGに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(4)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三七七円として、新暫定法第八条の五の規定を適用する。

第三条

昭和五十三年四月一日から附則第一条第三号に掲げる日の前日までの間においては、新暫定法別表第一第二七・〇九号中「五三〇円」とあるのは「六四〇円」と、新暫定法第七条第一項第一号又は第七条の三第一項第一号中「四百四十円」とあるのは「五百三十円」として、新暫定法第二条第一項又は第七条第一項第一号若しくは第七条の三第一項第一号の規定を適用する。

第五条

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置) この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法(以下「旧暫定法」という。)第七条第一項、第七条の三第一項若しくは第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一第二七・一〇号の(四)に掲げる物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

3 附則第一条第三号に掲げる日から三月以内(新暫定法第七条の二第一項の規定の適用を受ける者が関税暫定措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第十二号)附則第四項に規定する同法による改正前の関税暫定措置法第七条の二第三項の規定の適用を受けた者である場合には四月以内)に新暫定法第七条第四項、第七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付に

ついては、これらの規定中「五百三十円」とあるのは、「六百二十円」として、これらの規定を適用する。

第六条

この法律の施行前にした行為及び附則第五条第一項又は第二項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十四年三月九日法律第二二二号)

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法(以下「旧暫定法」という。)第七条第一項第一号又は第七条の三第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十五年三月三十一日法律第七号)抄

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中関税率別表第五号、第八号、第九号及び第十一条の改正規定、第二条中関税法第五号、第六号の二第一項第二号、第十二号第七項第三号、第十四号第一項及び第七十二号の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第八号の六第一項の改正規定(第六号から第八号まで、第九号第一項)を「第六号、第七号、第八号第一項若しくは第二項、第九号第一項若しくは第二項」に改める部分に限る。千九百七十九年四月十二日ジュネーブで作成された関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定が日本国について

効力を生ずる日又は開税及び貿易に関する一般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定が日本国について効力を生ずる日のいずれか遅い日

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十六年三月三十一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第二條第一項の改正規定、第三條第十一号の改正規定、第四條第一項の表の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第二十二條第一項及び第二項の改正規定、同条第三項の表の改正規定、同条第四項の改正規定、第二十二條の第二項の表の改正規定並びに同条第二項の改正規定並びに附則第五條から第八條まで、第十條及び第十一條の規定は、同年五月一日から施行する。

附則 (昭和五十六年三月三十一日法律第九号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の開税暫定措置法第七條の四第一項第四号又は第八條第一項の規定により開税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十六年五月二十七日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五條 改正後の所得税法第二百四十四條第二項、法人税法第六十四條第二項、相続税法第七十一條第二項、酒税法第六十二條第二項、砂糖消費税法第三十九條第二項、揮発油税法第三十一條第二項、地方道路税法第十七條第二項、石油ガス税法第三十一條第二項、石油税法第二十七條第二項、物品税法第四十七條第二項、トランプ類税法第四十一條第二項、入場税法第二

十八條第二項、取引所税法第二十條第二項、開税法第七十七條第二項、開税暫定措置法第十四條第二項、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七條第六項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十五條第二項の規定は、この法律の施行後にした所得税法第二百三十八條第一項、法人税法第五十九條第一項、相続税法第六十八條第一項、酒税法第五十四條第一項若しくは第二項若しくは第五十五條第一項、砂糖消費税法第三十五條第一項、揮発油税法第二十七條第一項、地方道路税法第十五條第一項、石油ガス税法第二十八條第一項、石油税法第二十四條第一項、物品税法第四十四條第一項、トランプ類税法第三十七條第一項、入場税法第二十五條第一項、取引所税法第十六條後段、第十七條第一項、第十七條ノ二第一項若しくは第十八條後段、開税法第一百十條第一項から第三項まで、開税暫定措置法第十二條第一項、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七條第一項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十三條第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十七年三月三十一日法律第九号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の開税暫定措置法第八條第一項の規定により開税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十八年三月三十一日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(開税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行前に第二條の規定による改正前の開税暫定措置法第八條第一項の規定により開税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(開税率法及び開税暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の開税率法及び開税暫定措置法の一部を改正する法律附則第三條第三項の規定により開税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為及び附則第二條又は前条の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十八年五月二十四日法律第五三三号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(開税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 施行日前に第三條の規定による改正前の開税暫定措置法第七條の五第一項第二号の規定により開税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 第三條の規定による改正前の開税暫定措置法別表第一の四に掲げる物品のうち、同条の規定による改正後の開税暫定措置法別表第一の四に掲げる物品に該当しないもので施行日前に輸出されたものに係る開税暫定措置法第八條第一項の規定による開税の軽減については、なお従前の例による。

第四條 この法律の施行前にした行為及び前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十九年四月二十三日法律第一四四号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條中酒税法第二十二條の改正規定並びに附則第三條から第五條まで、第七條及び第八條の規定は、昭和五十九年五月一日から施行する。

(罰則に係る経過措置)

第六條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十九年八月一日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十六條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十七條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和六〇年三月三〇日法律第一〇号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の開税暫定措置法第七條の四第一項の規定により開税の還付を受けることができることとなつた場合における開税の還付については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる開税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六〇年二月二〇日法律第九六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の開税暫定措置法第八條の七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第一第二七・一〇号の一の(一)のCの(b)の(1)若しくは(2)、第二七・一〇号の(2)の(i)、第三八・一九号の五の(三)の(1)又は第七八・〇一号の(一)の(一)

のAに掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和六一年三月三十一日法律第一五号）

（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）  
第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
第三条 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和六二年三月三十一日法律第一三三号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法別表第三第七六・〇一号を削る改正規定は、昭和六十三年一月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）  
第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項第三号の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和六二年六月二〇日法律第八〇号）抄

（施行期日等）  
第一条 この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための

品目表に関する条約（次項において「品目表条約」という。）の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

2 この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締約政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

3 第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第八条の七の規定による関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
第四条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和六二年九月二五日法律第九六号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法第七條第一項及び第七條の二第一項の改正規定、同法第七條の三の見出し及び同条第一項から第四項までの改正規定並びに同法別表第一（A）第二七・〇九項を削る改正規定及び同表第二七・〇〇号の改正規定（「六四〇円」を「五三〇円」に改める部分に限る。）は、昭和六十三年八月一日から施行する。

（特定の期間において適用すべき新暫定法別表第一（A）第二七・〇〇号に掲げる物品に対する税率）  
第二条 昭和六十三年四月一日から同年七月三十一日までの間においては、第二条の規定による改正後の関税暫定措置法（以下「新暫定法」という。）別表第一（A）第二七・〇〇号中「四六円」とあるのは、「五六円」として、新暫定法第二条の規定を適用する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 昭和六十三年四月一日から同年七月三十一日までの間においては、第二条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第七條第一項、第七條の二第一項又は第七條の三第一項若しくは第四項中「昭和六十三年三月三十一日」とあるのは、「昭和六十三年七月三十一日」として、これらの規定を適用する。

（新暫定法第七條第一項、第七條の二第一項又は第七條の三第四項の規定は、昭和六十三年八月一日以後に輸入された関税納付済み原油等（新暫定法第七條第一項に規定する関税納付済み原油等をいう。以下同じ。）に係る関税の還付について適用し、同日前に輸入された関税納付済み原油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。）  
3 この法律の施行前に旧暫定法第七條の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

（新暫定法第八條第一項の規定は、この法律の施行後に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。）  
4 新暫定法第八條第一項の規定は、この法律の施行後に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧暫定法第八條の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一（A）第八四二七・一〇号若しくは第八四二七・二〇号又は旧暫定法別表第一（B）第二七・一・一・二の（一）、第二七・一・一・三の（一）、第二七・一・一・四の（二）の（i）若しくは第二七・一・一・九の（1）の（i）に該当する物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第二項から第五項までの規定により従前の例によることとされる関税の還付若しくは軽減又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略  
三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日  
イ からイ 略  
又 附則第八十二條及び第八十三條の規定、附則第八十四條の規定（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條第一項及び第二項の改正規定に限る。）並びに附則第八十六條から第九九條まで及び百一十一條から百十五條までの規定  
附則（平成元年三月三十一日法律第一三三号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中関税暫定措置法別表第一（A）第一〇〇二・九〇号の改正規定、同表第二〇・〇九項を削る改正規定及び同表第二一・〇三項中第二一〇三・二〇号を削る改正規定 平成元年七月一日  
二 第三條中関税暫定措置法第七條の五の次に一條を加える改正規定及び同法別表第一中「暫定関税率表（第二條）の下に」、第七條の六、第八條」を加える改正規定（、第七條の六」を加える部分に限る。）並びに附則第七條の規定 平成三年四月一日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）  
第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第六條の二若しくは第六條の三の規定により関税の免除を受けた物品又は旧暫定法第八條の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一（A）第一〇〇五・九〇号に掲げるともろこしのうちポップコーンの製造に使用するもの（爆裂種のものに限る。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略  
三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日  
イ からイ 略  
又 附則第八十二條及び第八十三條の規定、附則第八十四條の規定（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條第一項及び第二項の改正規定に限る。）並びに附則第八十六條から第九九條まで及び百一十一條から百十五條までの規定  
附則（平成元年三月三十一日法律第一三三号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二年三月三十一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第七条第一項又は第七条の二第二項の規定により関税の還付を受けることができないこととなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一（A）第二七一〇・〇〇号の一の（一）のCの（b）の（1）に掲げる揮発油のうちアンモニアの製造に使用するもの

二 旧暫定法別表第一（A）第六九〇九・一一号の（1）及び第六九〇九・一九号の（1）に掲げる物品

三 旧暫定法別表第一（A）第八四一四・四〇号の（2）並びに第八四一四・八〇号の（1）の（i）及び（2）に掲げる物品

四 旧暫定法別表第一（A）第八四一五・八二四号の（2）の（i）に掲げる物品並びに第八四一五・九〇号に掲げる部分品のうち主として税関空港において航空機内の空気温度及び湿度の調整に使用する機器のもの

五 旧暫定法別表第一（A）第八四二五・一一号、第八四二五・一九号、第八四二五・三二一、第八四二五・三九号、第八四二五・四二一及び第八四二五・四九号に掲げる物品

六 旧暫定法別表第一（A）第八四二六・一二号、第八四二六・四二一、第八四二六・四九号、第八四二六・九一七及び第八四二六・九一九号に掲げる物品

七 旧暫定法別表第一（A）第八四二七・九〇号に掲げる物品

八 旧暫定法別表第一（A）第八四二八・二〇号、第八四二八・三二二の（1）、第八四二八・三三三、第八四二八・三九号及び第八四二八・九〇号の（1）に掲げる物品

九 旧暫定法別表第一（A）第八四三二・一〇号、第八四三二・二〇号、第八四三二・三九号及び第八四三二・四九号の（1）に掲げる物品

十 旧暫定法別表第一（A）第八六〇九・〇〇号に掲げる物品

十一 旧暫定法別表第一（A）第八七〇一・二〇号及び第八七〇一・九〇号の（2）に掲げる物品

十二 旧暫定法別表第一（A）第八七〇九・一一号、第八七〇九・一九号及び第八七〇九・九〇号に掲げる物品

十三 旧暫定法別表第一（A）第八七一六・三〇号、第八七一六・三九号、第八七一六・四〇号及び第八七一六・九〇号に掲げる物品

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三年三月三十一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成四年一月一日から施行する。

一 略

二 第二条中関税暫定措置法別表第一（A）第三〇三・五項から第三〇三・七項まで、第四〇三・三項、第四〇四・一〇号、第四〇四・六・一〇号、第四〇九・〇二項、第四〇九・〇九項、第一五・一九項、第一八〇六・二〇号、第二二〇六・〇〇号、第三三〇・〇二項、第三八〇六・一〇号、第三八〇九・九一七、第四二・〇二項、第五九一・一〇号、第六一・四〇項、第六四・〇六項、第七三〇・八・四〇号、第八二〇一・五〇号、第八四一・一六項、第八四一・五〇号、第八四一・七〇項、第八五・二二項、第八五・二八項、第八七・〇二項、第九〇・二五項、第九〇・二九項及び第九五・〇六項の改正規定、同表（B）第一五・一九項、第二二〇六・〇〇号、第二八・一八項、第二八五・〇〇号、第三八〇九・九二号及び第三八〇九・九九号の改正規定、同表（B）第三八〇九・九三三号とする改正規定、同表（B）第四二・〇二項、第四二・〇三〇号、第五九一・一〇号、第六二・〇四項、第六三・〇六項、第九五・〇六項及び第九六・〇三・二一七号の改正規定、同法別表第二第三〇三・〇五項から第三〇三・〇七項

まで、第四〇九・〇二項、第四〇九・〇九項、第一五・一九項、第一八〇六・二〇号及び第二二〇六・〇〇号の改正規定、同法別表第三三五・〇二項、第四二・〇二項、第六一・〇四項及び第六二・〇四項の改正規定並びに同法別表第四六四・〇六項の改正規定

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成四年三月三十一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成五年三月三十一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に

（罰則に関する経過措置）

施行前にした行為並びに附則第三条及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成七年三月三十一日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

- 一 旧暫定法別表第一一七〇二・九〇号の四の（二）に掲げる物品
二 旧暫定法別表第一二〇八・四〇号に掲げる物品
三 旧暫定法別表第一二七一〇・〇〇号の一の（一）のCの（b）の（1）に掲げる揮発油のうちガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの
四 旧暫定法別表第一二八二六・二〇号に掲げる物品

（罰則に關する経過措置）
第三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成八年三月三十一日法律第一九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

第三条 第三条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、施行日前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

（罰則に關する経過措置）
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成八年五月二十九日法律第五三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第四十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（次項において「旧暫定法」という。）第六条第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

（罰則に關する経過措置）
第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成九年五月三〇日法律第六二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月三十一日法律第二六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
二 第三条中関税暫定措置法第十条の二の次に二条を加える改正規定
沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十年法律第二十一号）中沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）第十八条の二を同法第十八条の七とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第十八条の二を同法第十八条の七とする部分を除く。）及び同法第二十五条の二の次に一条を加える改正規定の施行の日

（罰則に關する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年六月二日法律第一〇一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年三月三十一日法律第五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
二 第三条中関税暫定措置法第八条の四第五項の改正規定
繊維産業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の廃止の日（平成十一年七月一日）

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に關する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一一年三月三十一日法律第二九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

（罰則の適用に關する経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一二年二月二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定
公布の日

附則（平成一二年三月三十一日法律第二六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三章中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七條の五を第七條の十七とする改正規定、同法第七條の四の改正規定、同法第七條の三の改正規定、同法第七條の二の改正規定、同法第七條の十の四とし、同法第七條の次に二條を加える改正規定、同法第九條、第九條の二、第十條から第十三條まで、第十四條、第十四條の二、第二十四條、第五十八條の二（見出しを含む。）、第六十二條の十五、第六十七條、第六十八條、第七十二條、第七十三條、第九十七條及び第一百五條の改正規定、同法第一百三條の二を同法第一百三條の三とし、同法第一百三條の次に一條を加える改正規定、同法第一百五條及び第十六條の改正規定、同法第一百七條の改正規定（第百十三條の二を「第百十三條の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）」、第百十三條の三に、「第六号まで（許可）」を「第七号まで（許可）」に改める部分に限る。）、第四條中関税暫定措置法第十条の三及び第十條の四の改正規定並びに附則第五条及び第七條から第十六

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三章中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七條の五を第七條の十七とする改正規定、同法第七條の四の改正規定、同法第七條の三の改正規定、同法第七條の二の改正規定、同法第七條の十の四とし、同法第七條の次に二條を加える改正規定、同法第九條、第九條の二、第十條から第十三條まで、第十四條、第十四條の二、第二十四條、第五十八條の二（見出しを含む。）、第六十二條の十五、第六十七條、第六十八條、第七十二條、第七十三條、第九十七條及び第一百五條の改正規定、同法第一百三條の二を同法第一百三條の三とし、同法第一百三條の次に一條を加える改正規定、同法第一百五條及び第十六條の改正規定、同法第一百七條の改正規定（第百十三條の二を「第百十三條の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）」、第百十三條の三に、「第六号まで（許可）」を「第七号まで（許可）」に改める部分に限る。）、第四條中関税暫定措置法第十条の三及び第十條の四の改正規定並びに附則第五条及び第七條から第十六



条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

**（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）**  
**第二条** この法律の施行前に第四条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の第二項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**  
**第三条** この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則（平成十三年三月三十一日法律第二一号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第七条、第八条、第十条、第十三条及び第十五条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

**（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）**  
**第三条** 施行日前に第四条の規定による改正前の関税暫定措置法（次項、第三項及び次条において「旧暫定法」という。）第十条の四第一項の規定により関税の払戻しを受けることができることとなった場合における関税の払戻しについては、なお従前の例による。

**2 旧暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認は、第四条の規定による改正後の関税暫定措置法（次項において「新暫定法」という。）第十条の四第一項の規定によりされた承認とみなす。**

**3 前項の規定により新暫定法第十条の四第一項の規定によりされたとみなされる承認を受けている同項の小売業者が施行日前に輸入された物品を施行日から二月を経過する日までの間に販売した場合は、旧暫定法第十条の四（第二項を除く。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。**

**（罰則に関する経過措置）**

**第四条** この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為並びに前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる関税の払戻し及び同条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧暫定法第十条の四の規定による関税の払戻しに係るこの法律の施行後にした行為に對

する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則（平成十四年三月三十一日法律第一六号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税暫定措置法第七条の六の次に二条を加える改正規定（第七条の七を加える部分に限る。）この法律の公布の日

二 第二条中関税暫定措置法第七条の三第一項の改正規定（「条約に規定する税率」を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する議定書の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）に改める部分に限る。）同法第七条の六の次に二条を加える改正規定（第七条の八を加える部分に限る。）及び同法第八条の二第一項第二号の改正規定

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

**（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）**  
**第二条** 第二号の規定による改正後の関税暫定措置法（以下この条において「新暫定法」という。）第七条の七第三項又は「第十二項の調査（以下この項及び次項において「新暫定法調査」という。）の対象となる貨物について前条第一号に定める日前に開始された関税率法第九条第六項の調査（以下この項において「定率法調査」という。）が継続している場合であつて、当該定率法調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十二条の規定に基づき中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書（次項において「加入議定書」という。）第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該定率法調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行ったものとみなすことができる。

**2 新暫定法調査の対象となる貨物について前条第一号に定める日前に開始された加入議定書第十六節2、3又は8の規定に係る調査（以下この項において「施行前調査」という。）が継続している場合であつて、当該施行前調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、加入議定書第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該施行前調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行ったものとみなすことができる。**

十六節2、3又は8の規定に係る調査（以下この項において「施行前調査」という。）が継続している場合であつて、当該施行前調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、加入議定書第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該施行前調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行ったものとみなすことができる。

**3 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。**

**4 新暫定法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。**

**5 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。**  
一 旧暫定法別表第一第二二〇八・六〇号に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二二一〇・一一号の（一）の（c）の（b）の（2）に掲げる物品  
**6 旧暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認は、新暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認とみなす。**

**7 この法律の施行前に旧暫定法第十条の四第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、同条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。**

**（罰則に関する経過措置）**  
**第三条** この法律の施行前にした行為及び前条第四項又は第五項の規定により従前の例によることとされる関税の軽減又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則（平成十四年二月四日法律第一二六号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

**附則（平成十五年三月三十一日法律第一一号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）**  
**第三条** この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第二二〇七・一〇号の（一）の（二）又は二に掲げる物品  
二 旧暫定法別表第一第二二〇八・九〇号の（一）の（二）のA又はBに掲げる物品

**（罰則に関する経過措置）**  
**第四条** この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則（平成十五年七月四日法律第一〇三号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

**附則（平成十六年三月三十一日法律第一五号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**  
**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則（平成十六年一月二五日法律第一四二号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

**附則（平成十七年三月三十一日法律第二二号）抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第三条中関税法の目次の改正規定（「第四十一条の二」を「第四十一条の三」に改める

部分を除く。)、同法第二条第一項第四号の二の改正規定、同法第六条の二第一項第二号への改正規定、同法第七条の五第一号二の改正規定及び同号二を同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える改正規定、同法第七条の六第四項の改正規定、同法第七条の十二第一項第二号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号に次のように加える改正規定、同法第八条第二項の改正規定、同法第九条第三項及び第四項の改正規定、同法第九条の三第一項第三号の改正規定、同法第二章第四節の二中第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定、同法第十四条第一項第四号及び第二項第五号並びに第四項の改正規定、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条第一項の改正規定、同法第九十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定(「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条」を「電子帳簿保存法第四条」と改める部分及び同項の表の上欄中「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」を「電子帳簿保存法」と改める部分を除く。)、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定(「の規定により」を「(同条第二項において準用する場合を含む。)」の規定により」に改める部分に限る。)、同法第一百五十五条第一項第四号の二の改正規定、同法第一百五十五条第五号の改正規定(「第九十四条第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む。)」を加える部分に限る。)、同法第十一章第二節中加える部分の次に一条を加える改正規定、同法第三十七條の前の次に一条を加える改正規定、同法第三十七條の改正規定、同法第三百三十八條第一項の改正規定並びに同法第四百十條第一項及び第二項の改正規定並びに第五條中関税暫定措置法第十一條第一項の改正規定及び同法第十三條の改正規定並びに附則第三條第一項、第五項及び第六項、附則第六條並びに附則第七條の規定、附則第八條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第六條第五項の改正規定並びに同法第十九條第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第十

条及び附則第十一条の規定 平成十七年十月一日  
 二 略  
 三 第五條中関税暫定措置法第七條の五第一項第一号及び第二号の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第七條の六第一項第一号及び第二号の改正規定並びに同条第二項の改正規定(「輸入数量」の下に「(第八條の七第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。第七項において同じ。)」を加える部分に限る。)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日  
 (罰則に関する経過措置)  
**第五條** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**附則 (平成一八年三月三十一日法律第七号) 抄**  
**施行期日**  
**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 及び二 略  
 三 第三條の規定、第五條中関税法第十二條の二から第十二條の四までの改正規定、第七條中同法第六十九條の二第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第六十九條の三の改正規定、同法第六十九條の四の改正規定、同法第六十九條の五の改正規定、同法第六十九條の六第八項第一号の改正規定、同法第六十九條の八第一項第十号の改正規定、同法第六十九條の七の改正規定(「前条第十項」を「第六十九條の六第十項(輸出差止申立てに係る供託等)」に改める部分を除く。)、同法第七十五條の改正規定(「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分に限る。)、及び同法第八條の四の改正規定(「及び第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「同号」を「同項第三号及び第四号」に改める部分に限る。)、並びに第十條の規定並びに附則第三條の規定及び附則第十三條の規定 平成十九年一月一日  
 四から六まで 略  
 七 第一条中関税法第九條の改正規定、第九條中関税暫定措置法第七條の八の改正規

定、同法第七條の九の次に一条を加える改正規定及び同法第八條の七の次に一条を加える改正規定並びに附則第八條の規定 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日  
 (関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)  
**第四條** この法律の施行前に第九條の規定による改正前の関税暫定措置法(次項において「旧暫定法」という。)、第六條第一項又は第七條第一項の規定により関税の還付を受けることができなくなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。  
 2 この法律の施行前に旧暫定法第八條の九第一項の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。  
 一 旧暫定法別表第一第二七〇九・〇〇号の(一)に掲げる物品  
 二 旧暫定法別表第一第二七一〇・一九号の(三)のAの(一)及びBの(一)に掲げる物品  
 (罰則に関する経過措置)  
**第六條** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第四條の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**附則 (平成一八年二月八日法律第一〇五号) 抄**  
**施行期日**  
**第一条** この法律中第七條の十の次に一条を加える改正規定、第八條の八の次に一条を加える改正規定及び附則第二条の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から、その他の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又は平成十九年四月一日のいずれか早い日から施行する。  
**附則 (平成一九年三月三十一日法律第二〇号) 抄**  
**施行期日**  
**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第二条中関税法第十五條の二を同法第十五條の三とし、同法第十五條の次に一条を加える改正規定、同法第十八條の二の改正規定、

同法第二十四條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條の改正規定、同法第八條の四から第九條の二までの改正規定、同法第九條の三の改正規定、同法第九條の三の三から第九條の三の四までの改正規定、同法第九條の三の五の改正規定(同条第九號の次に一号を加える部分を除く。)、同法第一百五條の改正規定、同法第一百五條の二の改正規定(「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加える部分に限る。)、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六條から第一百八條までの改正規定及び同法第一百三十六條の二の改正規定並びに第四條中関税暫定措置法第十七條の改正規定並びに附則第十一條中通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第六條の改正規定及び附則第十三條の規定 平成十九年六月一日  
 二 略  
 三 第二条中関税法第四條の改正規定、同法第七條の二第二項の改正規定(「当該許可ごとに」を削る部分に限る。)、同法第三十四條の改正規定、同法第四十一條の改正規定、同法第五十條から第五十五條までの改正規定、同法第六十一條の三の次に二條を加える改正規定、同法第六十二條の改正規定、同法第六十七條の二の改正規定、同法第六十九條の十二の改正規定、同法第七十九條の改正規定、同法第九十一條の改正規定、同法第一百五條の改正規定及び同法第八號の改正規定並びに第四條中関税暫定措置法第八條の四第一項の改正規定(「同法第六十二條」を「同法第六十一條の四」に改める部分に限る。)、及び同法第十三條第一項の改正規定(「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。)、並びに附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十二号)第七條の改正規定、附則第七條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二條の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條の改正規定及び同法第十條の改正規定、附則第十一條中通関業法第二條第一号イの

(1)の(四)の改正規定並びに附則第十四条の規定 平成十九年十月一日

四 略

五 第三条の規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定(同法第六十二条を「同法第六十一条の四」に改める部分を除く。)及び同法第八条の六第四項の改正規定(「郵便物を受け取った旨の通知の規定による通知」を「郵便物の輸出入の簡易手続」の規定による提示」に改める部分に限る。)並びに次条、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第九条の改正規定、附則第八条の規定、附則第十条の規定及び附則第十二条の規定において政令で定める日

六 第五条の規定及び附則第九条の規定 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成十九年度に限り、第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の五の規定の適用については、同条第一項第一号中「第八条の六第二項」とあるのは「第八条の六第二項又は関税率法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十号)第四条の規定による改正前の関税暫定措置法(第三項において「旧暫定法」という。第八条の七第一項」と、同条第三項中「第八条の六第二項」とあるのは「第八条の六第二項又は旧暫定法第八条の七第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二〇年三月三十一日法律第五号)抄

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第四条の規定 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律(平成二十年法律第十二号)の施行の日

第二条 この法律(前条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二二年三月三十一日法律第一四号)抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二二年三月三十一日法律第一三号)抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律(前条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二三年三月三十一日法律第七号)抄

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸徴法第十六条の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定 平成二十四年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二四年三月三十一日法律第一九号)抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条中関税暫定措置法第十三条の改正規定及び同法第十四条の改正規定 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十三号)の施行の日

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。次項において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二五年三月三〇日法律第六号)抄

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

(施行期日)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二六年三月三十一日法律第七号)抄

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

(施行期日)

附則(平成二六年三月三十一日法律第一二号)抄

1 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則(平成二六年一月一九日法律第一一〇号)

(施行期日)

1 この法律は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

(オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止に関する経過措置)

2 平成二十六年に限り、この法律による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「その年度の初日」とあるのは、「オーストラリア協定の効力発生の日」とする。

(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二七年三月三十一日法律第一〇号)抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中関税暫定措置法別表第一第一〇四〇二・一〇号の改正規定及び同法別表第一の三第〇四〇二・一〇号の改正規定 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日

附則(平成二八年三月三十一日法律第一六号)抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定、第三条中関税法第九条の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定(「第十二条第八項」を「第十二条第九項(延滞税)」に改める部分を除く。)、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定及び同法第七十三条第一項の改正規定並びに第五条の規定 平成二十九年一月一日



いて同じ。)の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年三月三十一日法律第五号)抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年四月二〇日法律第二十七号)

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六十八号)抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附則 (令和五年三月三十一日法律第六十号)抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和六年三月三〇日法律第九号)抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

関税定品名	税率
魚(冷凍したものに限るものとし、第三〇三・〇四項の魚のフィレその他(魚肉を除く。))	三・九二
にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムプルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、ぐるくま(ラストレルリゲル属のもの)、さわら(スコムベロモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ(カランクス属のもの)、すぎ(ラキケントロン・カナドウム)、まながつお(パムプス属のもの)、さんま(コロラピス・サイラ)、むらあじ(デカプテルス属のもの)、からふとししやも(マルロトウス・ヴィルロス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、すま(エウティニス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)(第三〇三・九一から第三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)	七・〇
さば(スコムベル・スコムプルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	七・〇
魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	七・〇
肝臓、卵及びしらこ	三・九二
たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメル属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属のもの)のうち	三・九二
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメル属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属のもの)のうち	三・九二
魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷凍し又は冷凍したものに限り、細かい切り刻みであるかないかを問わない。)	三・九二
その他のもの(冷凍したものに限り、細かい切り刻みであるかないかを問わない。)	三・九二
すけそう(テラグラ・カルコグランマ)のうち	三・九二
すり身	三・九二
さいうお科、あしながだら科、たら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(すけそう(テラグラ・カルコグランマ)を除く。)	三・九二
たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)のうちすり身	三・九二
軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)	三・九二
及びくん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する	三・九二
減菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもののうち	三・九二
この号の一、第四〇一・二〇号の二、第四〇一・五〇号の一(一)及び(二)に掲げるミルク及びクリーン、第四〇三・二〇号の一並びに第四〇三・九〇号の一(一)の(一)の(二)及び(三)の(二)に掲げるバターミルク等、第四〇四・九〇号の一(一)の(一)及び(二)の(一)及び(二)並びに(三)の(一)及び(二)に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品、第一八〇六・二〇号の一(一)及び第一八〇六・九〇号の二(一)のA及びBに掲げるココアを含有する調製食品、第一九〇一・一〇号の一(一)及び(二)、第一九〇一・二〇号の一(一)のA及びB並びに第一九〇一・九〇号の二(一)のA及びBに掲げる調製食品、第二〇一・一二号の二(一)のA及びB並びに第二〇一・二〇号の二(一)のA及びB等をもととした調製品並びに第二〇六・九〇号の一並びに第二〇六・九〇号の一(一)及び(二)に掲げる調製食料	三・九二





<p>○四〇砂糖その他の甘味料を加えてない 二・九もの</p>	<p>一 脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの (二) その他のもののうち この号の(一) (二) 及び二に掲げる三 ミルク及びクリームについて、一、〇% 五〇〇トン未満とし、前年度にお ける輸入数量、国際市況その他の条 件を勘案して政令で定める数量(以 下この号において「共通の限度数 量」という。) 以内のもの 二 その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの</p>	<p>二 五%</p>	<p>○四〇その他のもの 二・九一 脂肪分が全重量の八%を超えるもの (二) その他のもののうち</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜 産経営の安定に関する法律第一七条 〇% 第一項に規定する数量の範囲内で輸 入するもの及び同条第二項に規定す る農林水産大臣の承認を受けて輸入 するもの 二 その他のもののうち</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜 産経営の安定に関する法律第一七条 〇% 第一項に規定する数量の範囲内で輸 入するもの及び同条第二項に規定す る農林水産大臣の承認を受けて輸入 するもの 二 その他のもののうち</p>	<p>○四・ 三 バターミルク、凝固したミルク及び クリーム、ケフィアその他発酵させ 又は酸性化したミルク及びクリーム (濃縮若しくは乾燥をしてあるかな いか又は砂糖その他の甘味料、香味 料、果実、ナット若しくはココアを 加えてあるかないかを問わない。) 並びにヨーグルト 三・二一 冷凍し、保存に適する処理をし 又は砂糖その他の甘味料、香味料、 果実若しくはナットを加えたもの</p>	<p>三 五%</p>
<p>(フローズンヨーグルトを除く。)の うち その他の乳製品に係る共通の限度数 量以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>○四〇その他のもの 三・九一 滅菌し、冷凍し、保存に適する 処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又 は砂糖その他の甘味料、香味料、果 実若しくはナットを加えたもの (二) 脂肪分が全重量の一・五%以 下のもの (一) パターミルクパウダーその他 の固形状の物品のうち 独立行政法人農畜産業振興機構が畜 産経営の安定に関する法律第一七条 第一項に規定する数量の範囲内で輸 入するもの及び同条第二項に規定す る農林水産大臣の承認を受けて輸入 するもの 砂糖を加えたもの その他のもの (二) その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数 量以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>三 五% 二 五%</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜 産経営の安定に関する法律第一七条 第一項に規定する数量の範囲内で輸 入するもの及び同条第二項に規定す る農林水産大臣の承認を受けて輸入 するもの 砂糖を加えたもの その他のもの (二) その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数 量以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜 産経営の安定に関する法律第一七条 第一項に規定する数量の範囲内で輸 入するもの及び同条第二項に規定す る農林水産大臣の承認を受けて輸入 するもの 砂糖を加えたもの その他のもの (二) 脂肪分が全重量の一・五%を 超え二六%以下のもの (一) パターミルクパウダーその他 の固形状の物品のうち 独立行政法人農畜産業振興機構が畜 産経営の安定に関する法律第一七条 第一項に規定する数量の範囲内で輸 入するもの及び同条第二項に規定す る農林水産大臣の承認を受けて輸入 するもの 砂糖を加えたもの</p>	<p>三 五% 二 五%</p>	<p>砂糖を加えたもの</p>	<p>三 五%</p>
<p>その他のもの (二) その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数 量以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>○四〇 四・一 ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあ るかないか又は砂糖その他の甘味料 を加えてあるかないかを問わない。) 及びミルクの天然の組成分から成る 物品(砂糖その他の甘味料を加えて あるかないかを問わないものとし、 他の項に該当するものを除く。) ホエイ及び調製ホエイ(濃縮若しく は乾燥をしてあるかないか又は砂糖 その他の甘味料を加えてあるかない かを問わない。) 一 滅菌し、冷凍し、保存に適する 処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又 は砂糖その他の甘味料を加えたもの (二) 脂肪分が全重量の五%以下の もの</p>	<p>二 五% 三 五% 二 五% 五 %</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜 産経営の安定に関する法律第一七条 第一項に規定する数量の範囲内で輸 入するもの及び同条第二項に規定す る農林水産大臣の承認を受けて輸入 するもの 砂糖を加えたもの その他のもの (二) その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数 量以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜 産経営の安定に関する法律第一七条 第一項に規定する数量の範囲内で輸 入するもの及び同条第二項に規定す る農林水産大臣の承認を受けて輸入 するもの 砂糖を加えたもの その他のもの (二) 脂肪分が全重量の二六%を超 えるもの (一) パターミルクパウダーその他 の固形状の物品のうち 独立行政法人農畜産業振興機構が畜 産経営の安定に関する法律第一七条 第一項に規定する数量の範囲内で輸 入するもの及び同条第二項に規定す る農林水産大臣の承認を受けて輸入 するもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>二 五% 三 五% 二 五% 五 %</p>	<p>砂糖を加えたもの</p>	<p>二 五%</p>
<p>(一) 独立行政法人農畜産業振興機 構が畜産経営の安定に関する法律第 一七条第一項に規定する数量の範囲 内で輸入するもの及び同条第二項に 規定する農林水産大臣の承認を受け て輸入するもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>○四〇 四・一 ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあ るかないか又は砂糖その他の甘味料 を加えてあるかないかを問わない。) 及びミルクの天然の組成分から成る 物品(砂糖その他の甘味料を加えて あるかないかを問わないものとし、 他の項に該当するものを除く。) ホエイ及び調製ホエイ(濃縮若しく は乾燥をしてあるかないか又は砂糖 その他の甘味料を加えてあるかない かを問わない。) 一 滅菌し、冷凍し、保存に適する 処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又 は砂糖その他の甘味料を加えたもの (二) 脂肪分が全重量の五%以下の もの</p>	<p>三 五% 二 五% 五 %</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜 産経営の安定に関する法律第一七条 第一項に規定する数量の範囲内で輸 入するもの及び同条第二項に規定す る農林水産大臣の承認を受けて輸入 するもの 砂糖を加えたもの その他のもの (二) その他のもの (一) 無機質を濃縮したホエイの うち この号の(一)の(二)の(二)の (一)及び(二)の(二)の(一) に掲げる無機質を濃縮したホエイに ついて、一四、〇〇〇トン未満とし、 当該年度における国内需要見込 数量、国際市況その他の条件を勘案 して政令で定める数量(以下この号 において「無機質を濃縮したホエイ に係る共通の限度数量」という。) 以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜 産経営の安定に関する法律第一七条 第一項に規定する数量の範囲内で輸 入するもの及び同条第二項に規定す る農林水産大臣の承認を受けて輸入 するもの 砂糖を加えたもの その他のもの (一) 砂糖を加えたもののうち 配合飼料のうち政令で定めるものの無 税製造に使用するもので、この号の一 の(一)の(二)の(一)の(一)及び 二並びに(二)の(二)の(一)及び 二の(一)及び二に掲げるホエイ及び 調製ホエイのうち無機質を濃縮した ホエイ以外のものについて、四五、 〇〇〇トン未満とし、当該年度に おける国内需要見込数量、国際市況 その他の条件を勘案して政令で定め る数量(以下この号において「飼料 用のホエイ等に係る共通の限度数 量」という。) 以内のもの 二 その他のもののうち 配合飼料のうち政令で定めるものの無 税製造に使用するもので、飼料用のホ エイ等に係る共通の限度数量</p>	<p>三 五% 二 五% 五 %</p>	<p>配合飼料のうち政令で定めるものの無 税製造に使用するもので、飼料用のホ エイ等に係る共通の限度数量</p>	<p>無 税</p>











<p>二〇とうもろこしでん粉（コーンスター）のうち</p>	<p>二〇その他のでん粉のうち</p>	<p>二〇その他のもの</p>	<p>チューインガムその他の砂糖菓子及び上白糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの</p>
<p>一〇この号に掲げるとうもろこしでん粉（コーンスター）</p>	<p>八・二でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p>	<p>二・九一こんにやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）のうち</p>	<p>B その他のもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの</p>
<p>三三号に掲げるとうもろこしでん粉、第一〇八・一四号に掲げるマニオカ（カッサバ）でん粉、第一〇八・一九号に掲げるその他のでん粉、第一〇八・二〇号に掲げるイヌリン、第一九〇一・二〇号の（二）のDの（b）に掲げるペーカリー製品製造用の混合物等及び第一九〇一・九〇号の（二）のDの（b）に掲げる調製食品について、一五七、〇〇〇トン</p>	<p>二二落花生（煎っていないもの）の加熱による調理をしていないものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。</p>	<p>一八・二六七トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するもの）とする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p>	<p>（二） 砂糖を加えたもののうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの</p>
<p>一五七、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における当該物品及びコーンスターの製造に使用するとうもろこしの需給、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項及び第一九・〇一項において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの</p>	<p>二二播種用のもののうち</p>	<p>一八・二六七トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するもの）とする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの</p>	<p>（二） 砂糖を加えたもののうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの</p>
<p>でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの</p>	<p>二二穀を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）のうち</p>	<p>一八・二六七トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するもの）とする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの</p>	<p>（二） 砂糖を加えたもののうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの</p>
<p>ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの</p>	<p>二二穀を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）のうち</p>	<p>一八・二六七トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するもの）とする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの</p>	<p>（二） 砂糖を加えたもののうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの</p>
<p>でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの</p>	<p>二二穀を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）のうち</p>	<p>一八・二六七トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するもの）とする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの</p>	<p>（二） 砂糖を加えたもののうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの</p>
<p>ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの</p>	<p>二二穀を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）のうち</p>	<p>一八・二六七トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するもの）とする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの</p>	<p>（二） 砂糖を加えたもののうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの</p>
<p>でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの</p>	<p>二二穀を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）のうち</p>	<p>一八・二六七トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するもの）とする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの</p>	<p>（二） 砂糖を加えたもののうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの</p>
<p>ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの</p>	<p>二二穀を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）のうち</p>	<p>一八・二六七トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するもの）とする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの</p>	<p>（二） 砂糖を加えたもののうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの</p>
<p>でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの</p>	<p>二二穀を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）のうち</p>	<p>一八・二六七トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するもの）とする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの</p>	<p>（二） 砂糖を加えたもののうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの</p>





<p>(三) 大麦（裸麦を含む。）のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定によ九・ り輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて 行政府の買入れ及び売渡しに係る 麦等として輸入されるもの並びに同 法第四五条第一項第三号に規定する 政令で定める麦等のうち政令で定め るところにより農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの</p> <p>一九〇 ブルガー小麦のうち 四・三 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定によ り輸入するもの、同法第四三条の規 定による連名による申込みに応じて 行政府の買入れ及び売渡しに係る 麦等として輸入されるもの並びに同 法第四五条第一項第三号に規定する 政令で定める麦等のうち政令で定め るところにより農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの</p> <p>一九〇 その他のもの 四・九</p> <p>一 米のもの (一) 米の含有量が全重量の三〇％ 以下のもの (二) その他のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定によ り輸入するもの、同法第三一条の規 定による連名による申込みに応じて 行政府の買入れ及び売渡しに係る 米穀等として輸入されるもの並びに 同法第三四条第一項第三号に規定す る政令で定める米穀等のうち政令で 定めるところにより農林水産大臣の 証明を受けて輸入されるもの 二 小麦又はライ小麦のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定によ り輸入するもの、同法第四三条の規 定による連名による申込みに応じて 行政府の買入れ及び売渡しに係る 麦等として輸入されるもの並びに同 法第四五条第一項第三号に規定する 政令で定める麦等のうち政令で定め るところにより農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの</p>	<p>法第四五条第一項第三号に規定する 政令で定める麦等のうち政令で定め るところにより農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの 三 大麦又は裸麦のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定によ り輸入するもの、同法第四三条の規 定による連名による申込みに応じて 行政府の買入れ及び売渡しに係る 麦等として輸入されるもの並びに同 法第四五条第一項第三号に規定する 政令で定める麦等のうち政令で定め るところにより農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの</p> <p>二〇〇 その他のもの 二・九二 トマトピューレー及びトマト ペーストのうち トマトケチャップその他のトマトソ ースの製造に使用するものについ て、当該年度における国内需要見込 数量から国内生産見込数量を控除し た数量を基準とし、国際市況その他 の条件を勘案して政令で定める数量 以内のもの 二〇〇 調製し又は保存に適合する処理をした その他の野菜（冷凍してないものに 限るものとし、食酢又は酢酸により 調製し又は保存に適合する処理をした もの及び第二〇〇・〇六項の物品を除 く。） 二〇〇 えんどう（ビスマ・サティヴム） 五・四一 砂糖を加えたもの 二〇〇 その他のもの (二) 砂糖の含有量が乾燥状態において一 全重量の五〇％以上のもの ささげ属又はいんげんまめ属の豆 二〇〇 さやを除いた豆 五・五一 砂糖を加えたもの</p>	<p>(二) その他のもの しよ糖の含有量が乾燥状態において一 全重量の五〇％以上のもの 果実、ナツメその他植物の食用の部 分（その他の調製をし又は保存に適 する処理をしたものに限るものと し、砂糖その他の甘味料又はアルコ ールを加えてあるかないかを問わ ず、他の項に該当するものを除く。） 二〇〇 バイナップル 八・二二 砂糖を加えたもの (一) 気密容器入りのもので、容器 とも一個の重量が一〇キログラム 以下のもの（細片にし、破碎し又は パルプ状にしたものを除く。）のう ち この号の一の（一）及び二の（一）無 税 に掲げるパイナップルについて、当 該年度における国内需要見込数量か ら国内で生産されるもの（国内産の 生鮮のパイナップルを原料とするも のに限る。）の見込数量を控除した 数量を基準とし、国際市況その他の 条件を勘案して政令で定める数量 （以下この号において「共通の限度 数量」という。）以内のもの 二 その他のもの (一) 気密容器入りのもので、容器 とも一個の重量が一〇キログラム 以下のもの（細片にし、破碎し又は パルプ状にしたものを除く。）のう ち 共通の限度数量以内のもの その他のもの（混合したもの（第二 〇〇八・一九号のものを除く。）を 含む。） 二〇〇 その他のもの 八・九二 その他のもの 九</p>	<p>もととした調製品、コーヒー、茶又 はマテをもととした調製品並びにチ コリーその他のコーヒー代用物（い つたものに限る。）並びにそのエキ ス、エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び 濃縮物並びにこれらをもととした調 製品並びにコーヒーをもととした調 製品 二〇〇 エクス、エッセンス及び濃縮物 一・一一 砂糖を加えたもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇％以九・ 上のもの 二〇〇 エクス、エッセンス又は濃縮物をも ととした調製品及びコーヒーをもと とした調製品 一 エクス、エッセンス又は濃縮物 をもととした調製品 (一) 砂糖を加えたもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇％以 上のもの 二 コーヒーをもととした調製品 (一) ミルクの天然の組成分の含有 量の合計が乾燥状態において全重量 の三〇％以上のもの A 乳脂肪分が全重量の三〇％以下 のもの B その他のもの C その他のもの A 砂糖を加えたもの (b) その他のもの 茶又はマテのエキス、エッセンス及 び濃縮物並びにこれらをもととし た調製品並びに茶又はマテをもとし た調製品 二 茶又はマテをもととした調製品 (一) ミルクの天然の組成分の含有 量の合計が乾燥状態において全重量 の三〇％以上のもの A 乳脂肪分が全重量の三〇％以下 のもの</p>
--	---	---	---





<p>の及び他の号に該当するものを除く。                  二七二 軽質油及びその調製品                  〇・二 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）                  (一) 揮発油                  C その他のもののうち                  政令で定める石油化学製品の製造に無税                  使用するもの                  (二) 灯油                  B その他のもののうち                  政令で定める石油化学製品の製造に無税                  使用するもの                  (三) 軽油のうち                  政令で定める石油化学製品の製造に無税                  使用するもの                  (四) 揮発油                  C その他のもののうち                  政令で定める石油化学製品の製造に無税                  使用するもの</p>	<p>二七二 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限り、他の号に該当するものを除く。）                  一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）                  (一) 揮発油                  C その他のもののうち                  政令で定める石油化学製品の製造に無税                  使用するもの</p>
<p>(二) 灯油                  B その他のもののうち                  政令で定める石油化学製品の製造に無税                  使用するもの                  (三) 軽油のうち                  政令で定める石油化学製品の製造に無税                  使用するもの                  二九〇 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペロキシド、エーテルペロキシド、アセタールペロキシド、ヘミアセタールペロキシド及びケトンペロキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体                  非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体                  二九〇 その他のものうち                  九・一 エチルターシャリブチルエーテルのうちバイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの                  三九〇 エチレンの重合体（一次製品に限る。）                  三九〇 比重が〇・九四未満のポリエチレン                  〇・一 塊（不規則な形のものに限る。）                  一・二 粉（モルディングパウダーを含む。）                  一・一 粒、フレークその他これらに類する形状のもの                  バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの（以下</p>	<p>三九〇 比重が〇・九四未満のポリエチレン                  〇・一 塊（不規則な形のものに限る。）                  一・二 粉（モルディングパウダーを含む。）                  一・一 粒、フレークその他これらに類する形状のもの                  バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの（以下</p>
<p>この項において「バイオポリエチレン」という。）                  二 その他のものうち                  バイオポリエチレン                  三九〇 比重が〇・九四以上のポリエチレン                  一・二のうち                  バイオポリエチレン                  〇 バイオポリエチレン                  三九〇 比重が〇・九四未満のエチレン                  一・四 フォーレフィン共重合体のうち                  〇 バイオポリエチレン                  三九〇 その他のものうち                  一・九 バイオポリエチレン                  〇 一・五 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）                  四一〇 全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が一枚につき、単に乾燥したもの又は八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）                  二 その他のものうち                  この号の二、第四一〇一・五〇号の二及び第四一〇一・九〇号の二に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の皮でなめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの、第四一〇四・一一号の二、第四一〇四・一九号の二、第四一〇四・四一号の二、第四一〇四・四二号の二、及び二の（二）並びに第四一〇四・四九号の二の（二）及び二の（二）に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第四一〇七・一一号の二の（二）、第四一〇七・一二号の二の（二）、第四一〇七・一九号の二の（二）、第四一〇</p>	<p>この項において「バイオポリエチレン」という。）                  二 その他のものうち                  バイオポリエチレン                  三九〇 比重が〇・九四以上のポリエチレン                  一・二のうち                  バイオポリエチレン                  〇 バイオポリエチレン                  三九〇 比重が〇・九四未満のエチレン                  一・四 フォーレフィン共重合体のうち                  〇 バイオポリエチレン                  三九〇 その他のものうち                  一・九 バイオポリエチレン                  〇 一・五 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）                  四一〇 全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が一枚につき、単に乾燥したもの又は八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）                  二 その他のものうち                  この号の二、第四一〇一・五〇号の二及び第四一〇一・九〇号の二に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の皮でなめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの、第四一〇四・一一号の二、第四一〇四・一九号の二、第四一〇四・四一号の二、第四一〇四・四二号の二、及び二の（二）並びに第四一〇四・四九号の二の（二）及び二の（二）に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第四一〇七・一一号の二の（二）、第四一〇七・一二号の二の（二）、第四一〇七・一九号の二の（二）、第四一〇</p>
<p>七・九一号の二の（二）、第四一〇七・九二号の二の（二）並びに第四一〇七・九九号の二の（二）に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革について、各年度において二一四、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第四一〇四項及び第四一〇七項において「共通の限度数量（第一種のもの）」という。）以内のもの                  四一〇 全形の原皮（二六キログラムを超えるものに限る。）                  一・五 二 その他のものうち                  共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの                  四一〇 その他のもの（バット、ベンズ及び一・九ベリーを含む。）                  二 その他のものうち                  共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの                  四一〇 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）                  湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの                  四一〇 フルグレン（スプリットしてないものに限る。）及びグレンスプリット                  二 その他のものうち                  共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの                  四一〇 その他のもの                  共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの                  九 二 その他のものうち                  共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの                  四一〇 乾燥状態（クラスト）のもの                  フルグレン（スプリットしてないものに限る。）及びグレンスプリット</p>	<p>七・九一号の二の（二）、第四一〇七・九二号の二の（二）並びに第四一〇七・九九号の二の（二）に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革について、各年度において二一四、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第四一〇四項及び第四一〇七項において「共通の限度数量（第一種のもの）」という。）以内のもの                  四一〇 全形の原皮（二六キログラムを超えるものに限る。）                  一・五 二 その他のものうち                  共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの                  四一〇 その他のもの（バット、ベンズ及び一・九ベリーを含む。）                  二 その他のものうち                  共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの                  四一〇 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）                  湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの                  四一〇 フルグレン（スプリットしてないものに限る。）及びグレンスプリット                  二 その他のものうち                  共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの                  四一〇 その他のもの                  共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの                  九 二 その他のものうち                  共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの                  四一〇 乾燥状態（クラスト）のもの                  フルグレン（スプリットしてないものに限る。）及びグレンスプリット</p>









（3） 税価格が 一キログ ラムにつ き、枝肉 に係る分 岐点価格 を超える もの	〇二 骨付きの もも肉及 び肩肉並 びにこれ らを分割 したもの （骨付き のものに 限る。）	〇一 その 他のもの （1） 税価格が 一キログ ラムにつ き、部分 肉に係る 従量税適 用限度価 格（部分 肉に係る 基準輸入 価格（別 表第一の 三の二に 定める期 間内に輸 入される ものの区 分、それ れ同表第 三項第一 号に定め る価格を 以て）	〇二 税価格が 一キログ ラムにつ き、部分 肉に係る 従量税適 用限度価 格（部分 肉に係る 基準輸入 価格（別 表第一の 三の二に 定める期 間内に輸 入される ものの区 分、それ れ同表第 三項第一 号に定め る価格を 以て）	〇一 税価格が 一キログ ラムにつ き、部分 肉に係る 従量税適 用限度価 格（部分 肉に係る 基準輸入 価格（別 表第一の 三の二に 定める期 間内に輸 入される ものの区 分、それ れ同表第 三項第一 号に定め る価格を 以て）	〇二 税価格が 一キログ ラムにつ き、部分 肉に係る 従量税適 用限度価 格（部分 肉に係る 基準輸入 価格（別 表第一の 三の二に 定める期 間内に輸 入される ものの区 分、それ れ同表第 三項第一 号に定め る価格を 以て）	〇一 税価格が 一キログ ラムにつ き、部分 肉に係る 従量税適 用限度価 格（部分 肉に係る 基準輸入 価格（別 表第一の 三の二に 定める期 間内に輸 入される ものの区 分、それ れ同表第 三項第一 号に定め る価格を 以て）
九・四	四・八	四・七	四・五	四・四	四・四	四・三

下この項 及び第六 二・〇六 項におい て同じ。 から当該 区分に対 応するこ の表に定 める期間 内に輸入 されるも の区分 の区別、 に同じ、 （1）に この号の 定めらる 額を控除 して得た 格をいう 。以下こ の項及び 第六二・ 〇六項に おいて同 じ。）以 下のもの	（2） 税価格が 一キログ ラムにつ き、部分 肉に係る 従量税適 用限度価 格（部分 肉に係る 基準輸入 価格（別 表第一の 三の二に 定める期 間内に輸 入される ものの区 分、それ れ同表第 三項第一 号に定め る価格を 以て）	三 錢 八 七 錢 〇 錢 三 錢 七 錢 一 円 二	五 二 八 五 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	
ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ

岐点価格 （部分肉 に係る基 準輸入価 格を、当 該基準輸 入価格に 係る別表 第一の三 の二に定 める期間 内に輸入 されるも の区分 の区別、 に同じ、 （1）に この号の 定めらる 額を控除 して得た 格をいう 。以下こ の項及び 第六二・ 〇六項に おいて同 じ。）以 下のもの	（2） 税価格が 一キログ ラムにつ き、部分 肉に係る 従量税適 用限度価 格（部分 肉に係る 基準輸入 価格（別 表第一の 三の二に 定める期 間内に輸 入される ものの区 分、それ れ同表第 三項第一 号に定め る価格を 以て）	三 錢 八 七 錢 〇 錢 三 錢 七 錢 一 円 二	五 二 八 五 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	
ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ	ラ ム グ キ

（2） 税価格が 課	（3） 税価格が 課	〇二 その 他のもの （1） 税価格が 一キログ ラムにつ き、部分 肉に係る 従量税適 用限度価 格（部分 肉に係る 基準輸入 価格（別 表第一の 三の二に 定める期 間内に輸 入される ものの区 分、それ れ同表第 三項第一 号に定め る価格を 以て）	〇一 その 他のもの （1） 税価格が 一キログ ラムにつ き、部分 肉に係る 従量税適 用限度価 格（部分 肉に係る 基準輸入 価格（別 表第一の 三の二に 定める期 間内に輸 入される ものの区 分、それ れ同表第 三項第一 号に定め る価格を 以て）	〇二 その 他のもの （1） 税価格が 一キログ ラムにつ き、部分 肉に係る 従量税適 用限度価 格（部分 肉に係る 基準輸入 価格（別 表第一の 三の二に 定める期 間内に輸 入される ものの区 分、それ れ同表第 三項第一 号に定め る価格を 以て）	〇一 その 他のもの （1） 税価格が 一キログ ラムにつ き、部分 肉に係る 従量税適 用限度価 格（部分 肉に係る 基準輸入 価格（別 表第一の 三の二に 定める期 間内に輸 入される ものの区 分、それ れ同表第 三項第一 号に定め る価格を 以て）	〇二 その 他のもの （1） 税価格が 一キログ ラムにつ き、部分 肉に係る 従量税適 用限度価 格（部分 肉に係る 基準輸入 価格（別 表第一の 三の二に 定める期 間内に輸 入される ものの区 分、それ れ同表第 三項第一 号に定め る価格を 以て）
三 錢 八 七 錢 〇 錢 三 錢 七 錢 一 円 二	三 錢 八 七 錢 〇 錢 三 錢 七 錢 一 円 二	五 二 八 五 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二	五 三 八 二 四 一 〇 九 六 八 二







































項目までの物品の調製食品（ミルク）の天然の組成分の含有量の乾燥状態に含有量が乾

、これらの物品の含有量が全重量の八割を超え（ケーキ及びミルク）及び乳幼児用又は食用のもの（を除外。）

五きにラロー  
円六つムグキ  
にラロー  
つムグキ

製品A（ライ小麦）	製品B（小麦）	製品C（小麦）
五きにラロー 円六つムグキ	五きにラロー 円六つムグキ	五きにラロー 円六つムグキ
四きにラロー 円七つムグキ	四きにラロー 円七つムグキ	四きにラロー 円七つムグキ
三きにラロー 円八つムグキ	三きにラロー 円八つムグキ	三きにラロー 円八つムグキ
二きにラロー 円九つムグキ	二きにラロー 円九つムグキ	二きにラロー 円九つムグキ
一きにラロー 円一十つムグキ	一きにラロー 円一十つムグキ	一きにラロー 円一十つムグキ

製品D（小麦）	製品E（小麦）
六きにラロー 円三つムグキ	六きにラロー 円三つムグキ
五きにラロー 円四つムグキ	五きにラロー 円四つムグキ
四きにラロー 円五つムグキ	四きにラロー 円五つムグキ
三きにラロー 円六つムグキ	三きにラロー 円六つムグキ
二きにラロー 円七つムグキ	二きにラロー 円七つムグキ
一きにラロー 円八つムグキ	一きにラロー 円八つムグキ











七		六	
品げ一〇三四表関 るに号・第税 物掲の二〇〇率	品げ二九二四表関 るに号・第税 物掲の九〇〇率	物掲(一〇三四表関 るにの九〇〇率	品げ二一四表関 るに号・第税 物掲の九〇〇率
四きにラロー及四一一	七錢一七きにラロー及八八九	七圓九きにラロー及八八九	七圓九きにラロー及八八九
九三つムグキび%	七圓九つムグキび%	六四一つムグキび%	七圓九つムグキび%
四きにラロー及一一一	七錢六四きにラロー及五九	七圓八きにラロー及五九	七圓九つムグキび%
〇三つムグキび%	七圓九つムグキび%	六九一つムグキび%	七圓九つムグキび%
三きにラロー及八〇一	七錢一二きにラロー及三九	七圓八きにラロー及三九	七圓九つムグキび%
一三つムグキび%	七圓九つムグキび%	六四一つムグキび%	七圓九つムグキび%
二きにラロー及五〇一	七錢六九きにラロー及九	七圓七きにラロー及九	七圓九つムグキび%
二三つムグキび%	七圓八つムグキび%	六九一つムグキび%	七圓八つムグキび%
一きにラロー及二〇一	七錢一七きにラロー及八八	七圓七きにラロー及八八	七圓九つムグキび%
三三つムグキび%	七圓八つムグキび%	六四一つムグキび%	七圓八つムグキび%
円〇きにラロー及九九	七錢六四きにラロー及五八	七圓六きにラロー及五八	七圓八つムグキび%
五三つムグキび%	七圓八つムグキび%	六九一つムグキび%	七圓八つムグキび%

九		八	
(一〇四四表関 にの九〇〇率	物掲(一〇三四表関 るにの九〇〇率	物掲(一〇三四表関 るにの九〇〇率	物掲(一〇三四表関 るにの九〇〇率
きにラロー及四一一	八圓九きにラロー及四一一	一圓二きにラロー及四一一	四圓五きにラロー及四一一
一つムグキび%	二一三つムグキび%	六二二つムグキび%	四一一つムグキび%
きにラロー及一一一	二圓八きにラロー及一一一	九圓一きにラロー及一一一	六圓四きにラロー及一一一
一つムグキび%	二一三つムグキび%	八六二つムグキび%	五七一つムグキび%
きにラロー及八〇一	七圓七きにラロー及八〇一	七圓一きにラロー及八〇一	七圓四きにラロー及八〇一
一つムグキび%	一一三つムグキび%	一一二つムグキび%	六三一つムグキび%
きにラロー及五〇一	一圓六きにラロー及五〇一	四圓〇きにラロー及五〇一	八圓三きにラロー及五〇一
一つムグキび%	一一三つムグキび%	四五二つムグキび%	七九一つムグキび%
きにラロー及二〇一	七圓五きにラロー及二〇一	二圓九きにラロー及二〇一	九圓三きにラロー及二〇一
一つムグキび%	六一三つムグキび%	七九一つムグキび%	八五一つムグキび%
四きにラロー及九九	圓四きにラロー及九九	七圓九きにラロー及九九	圓三きにラロー及九九
一つムグキび%	一三つムグキび%	四一つムグキび%	二一つムグキび%

〇一		〇一	
(一〇四四表関 にの九〇〇率	物掲(一〇三四表関 るにの九〇〇率	物掲(一〇三四表関 るにの九〇〇率	物掲(一〇三四表関 るにの九〇〇率
にラロー及四一一	七圓五きにラロー及四一一	八圓五きにラロー及四一一	一圓六きにラロー及四一一
つムグキび%	六九二つムグキび%	七二二つムグキび%	六二二つムグキび%
にラロー及一一一	圓五きにラロー及一一一	九圓四きにラロー及一一一	九圓五きにラロー及一一一
つムグキび%	三二つムグキび%	八八一つムグキび%	八五二つムグキび%
にラロー及八〇一	三圓四きにラロー及八〇一	圓四きにラロー及八〇一	七圓四きにラロー及八〇一
つムグキび%	三六二つムグキび%	五一つムグキび%	一九二つムグキび%
にラロー及五〇一	七圓三きにラロー及五〇一	一圓四きにラロー及五〇一	四圓四きにラロー及五〇一
つムグキび%	六九二つムグキび%	一一一つムグキび%	四二二つムグキび%
にラロー及二〇一	圓三きにラロー及二〇一	二圓三きにラロー及二〇一	四圓三きにラロー及二〇一
つムグキび%	三二つムグキび%	二七一つムグキび%	七五二つムグキび%
きにラロー及九九	三圓二きにラロー及九九	三圓三きにラロー及九九	圓二きにラロー及九九
三つムグキび%	三六二つムグキび%	三三一つムグキび%	九二つムグキび%

二一		一一	
(一〇三三三〇二七表関 のの九〇〇率	物掲の九〇〇率	品げ一〇五四表関 るにの九〇〇率	物掲の九〇〇率
〇圓三きにラロー	圓四きにラロー及四一一	〇圓七きにラロー及四一一	八圓九きにラロー及四一一
五五一つムグキ	三四つムグキび%	六六三つムグキび%	二圓八きにラロー及一一一
圓三きにラロー	七圓三きにラロー及一一一	七圓三きにラロー及一一一	二圓二きにラロー及一一一
〇圓二きにラロー	六圓四つムグキび%	三圓七きにラロー及八〇一	七圓二きにラロー及八〇一
五八一つムグキ	三〇四つムグキび%	七圓七きにラロー及八〇一	七圓二きにラロー及八〇一
圓一きにラロー	圓九きにラロー及五〇一	七圓四きにラロー及五〇一	一圓六きにラロー及五〇一
〇圓五きにラロー	七圓九きにラロー及二〇一	六圓七きにラロー及二〇一	一圓五きにラロー及二〇一
五一一つムグキ	六七三つムグキび%	八三三つムグキび%	六圓三きにラロー及九九
圓一きにラロー	六三圓八きにラロー及九九	三圓二きにラロー及九九	六圓四きにラロー及九九
八一つムグキ	三六三つムグキび%	三八三つムグキび%	三圓八きにラロー及九九

































七・七九	○三 ○	クラム、コックル及びアーキシエル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの）	六
七・七八	○三 ○	貝柱以外のもの	六
七・八七	○三 ○	二 その他のもの （一） その他のものうち （二） その他のものうち はまぐり（乾燥したものに限り九%）	九
七・八八	○三 ○	あわび（ハリオテイス属のもの）及びそでぼら（ストロムプス属のもの）	六
七・八九	○三 ○	その他のあわび（ハリオテイス属のもの）	六
七・九〇	○三 ○	一 くん製したもの	六
七・九一	○三 ○	一 くん製したもの	六
七・九二	○三 ○	一 くん製したもの	六
七・九三	○三 ○	一 くん製したもの	六
七・九四	○三 ○	一 くん製したもの	六
七・九五	○三 ○	一 くん製したもの	六
七・九六	○三 ○	一 くん製したもの	六
七・九七	○三 ○	一 くん製したもの	六
七・九八	○三 ○	一 くん製したもの	六
七・九九	○三 ○	一 くん製したもの	六
八・〇〇	○三 ○	水棲無脊椎動物（生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）なまこ（ステイコプス・ヤボニクス及びなまこ綱のもの）	六

八・〇一	○三 ○	その他のもの	六
八・〇二	○三 ○	一 くん製したもの	六
八・〇三	○三 ○	二 くらげ（ロピレマ属のもの）	六
八・〇四	○三 ○	二 くん製したもの	六
八・〇五	○三 ○	三 その他のもの	六
八・〇六	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・〇七	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・〇八	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・〇九	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・一〇	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・一一	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・一二	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・一三	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・一四	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・一五	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・一六	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・一七	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・一八	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・一九	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・二〇	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・二一	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・二二	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・二三	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・二四	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・二五	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・二六	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・二七	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・二八	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・二九	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・三〇	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・三一	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・三二	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・三三	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・三四	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・三五	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・三六	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・三七	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・三八	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・三九	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・四〇	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・四一	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・四二	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・四三	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・四四	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・四五	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・四六	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・四七	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・四八	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・四九	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・五〇	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・五一	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・五二	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・五三	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・五四	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・五五	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・五六	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・五七	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・五八	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・五九	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・六〇	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・六一	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・六二	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・六三	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・六四	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・六五	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・六六	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・六七	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・六八	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・六九	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・七〇	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・七一	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・七二	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・七三	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・七四	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・七五	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・七六	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・七七	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・七八	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・七九	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・八〇	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・八一	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・八二	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・八三	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・八四	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・八五	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・八六	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・八七	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・八八	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・八九	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・九〇	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・九一	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・九二	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・九三	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・九四	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・九五	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・九六	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・九七	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・九八	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・九九	○三 ○	三 くん製したもの	六
八・一〇〇	○三 ○	三 くん製したもの	六

九・〇一	○五 ○	胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	無税
九・〇二	○五 ○	二 その他のもの	無税
九・〇三	○五 ○	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないものうち食用に適しないもの	無税
九・〇四	○五 ○	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの	無税
九・〇五	○五 ○	二 その他のもの	無税
九・〇六	○五 ○	二 動物性の海綿のうち	無税
九・〇七	○五 ○	課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円未満のもの	無税
九・〇八	○五 ○	三 その他のもの	無税
九・〇九	○五 ○	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいづれも有しないものに限る。）草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	無税
九・一〇	○五 ○	生鮮のもの	無税
九・一一	○五 ○	○六 ○	無税
九・一二	○五 ○	○六 ○	無税
九・一三	○五 ○	○六 ○	無税
九・一四	○五 ○	○六 ○	無税
九・一五	○五 ○	○六 ○	無税
九・一六	○五 ○	○六 ○	無税
九・一七	○五 ○	○六 ○	無税
九・一八	○五 ○	○六 ○	無税
九・一九	○五 ○	○六 ○	無税
九・二〇	○五 ○	○六 ○	無税
九・二一	○五 ○	○六 ○	無税
九・二二	○五 ○	○六 ○	無税
九・二三	○五 ○	○六 ○	無税
九・二四	○五 ○	○六 ○	無税
九・二五	○五 ○	○六 ○	無税
九・二六	○五 ○	○六 ○	無税
九・二七	○五 ○	○六 ○	無税
九・二八	○五 ○	○六 ○	無税
九・二九	○五 ○	○六 ○	無税
九・三〇	○五 ○	○六 ○	無税
九・三一	○五 ○	○六 ○	無税
九・三二	○五 ○	○六 ○	無税
九・三三	○五 ○	○六 ○	無税
九・三四	○五 ○	○六 ○	無税
九・三五	○五 ○	○六 ○	無税
九・三六	○五 ○	○六 ○	無税
九・三七	○五 ○	○六 ○	無税
九・三八	○五 ○	○六 ○	無税
九・三九	○五 ○	○六 ○	無税
九・四〇	○五 ○	○六 ○	無税
九・四一	○五 ○	○六 ○	無税
九・四二	○五 ○	○六 ○	無税
九・四三	○五 ○	○六 ○	無税
九・四四	○五 ○	○六 ○	無税
九・四五	○五 ○	○六 ○	無税
九・四六	○五 ○	○六 ○	無税
九・四七	○五 ○	○六 ○	無税
九・四八	○五 ○	○六 ○	無税
九・四九	○五 ○	○六 ○	無税
九・五〇	○五 ○	○六 ○	無税
九・五一	○五 ○	○六 ○	無税
九・五二	○五 ○	○六 ○	無税
九・五三	○五 ○	○六 ○	無税
九・五四	○五 ○	○六 ○	無税
九・五五	○五 ○	○六 ○	無税
九・五六	○五 ○	○六 ○	無税
九・五七	○五 ○	○六 ○	無税
九・五八	○五 ○	○六 ○	無税
九・五九	○五 ○	○六 ○	無税
九・六〇	○五 ○	○六 ○	無税
九・六一	○五 ○	○六 ○	無税
九・六二	○五 ○	○六 ○	無税
九・六三	○五 ○	○六 ○	無税
九・六四	○五 ○	○六 ○	無税
九・六五	○五 ○	○六 ○	無税
九・六六	○五 ○	○六 ○	無税
九・六七	○五 ○	○六 ○	無税
九・六八	○五 ○	○六 ○	無税
九・六九	○五 ○	○六 ○	無税
九・七〇	○五 ○	○六 ○	無税
九・七一	○五 ○	○六 ○	無税
九・七二	○五 ○	○六 ○	無税
九・七三	○五 ○	○六 ○	無税
九・七四	○五 ○	○六 ○	無税
九・七五	○五 ○	○六 ○	無税
九・七六	○五 ○	○六 ○	無税
九・七七	○五 ○	○六 ○	無税
九・七八	○五 ○	○六 ○	無税
九・七九	○五 ○	○六 ○	無税
九・八〇	○五 ○	○六 ○	無税
九・八一	○五 ○	○六 ○	無税
九・八二	○五 ○	○六 ○	無税
九・八三	○五 ○	○六 ○	無税
九・八四	○五 ○	○六 ○	無税
九・八五	○五 ○	○六 ○	無税
九・八六	○五 ○	○六 ○	無税
九・八七	○五 ○	○六 ○	無税
九・八八	○五 ○	○六 ○	無税
九・八九	○五 ○	○六 ○	無税
九・九〇	○五 ○	○六 ○	無税
九・九一	○五 ○	○六 ○	無税
九・九二	○五 ○	○六 ○	無税
九・九三	○五 ○	○六 ○	無税
九・九四	○五 ○	○六 ○	無税
九・九五	○五 ○	○六 ○	無税
九・九六	○五 ○	○六 ○	無税
九・九七	○五 ○	○六 ○	無税
九・九八	○五 ○	○六 ○	無税
九・九九	○五 ○	○六 ○	無税
九・一〇〇	○五 ○	○六 ○	無税

二・七〇	○七 ○	ウイットルーフチコリー（キョーリウム・インテュブス変種フオリオスム）	五
二・七一	○七 ○	その他のもの	五
二・七二	○七 ○	○七 ○	無税
二・七三	○七 ○	○七 ○	無税
二・七四	○七 ○	○七 ○	無税
二・七五	○七 ○	○七 ○	無税
二・七六	○七 ○	○七 ○	無税
二・七七	○七 ○	○七 ○	無税
二・七八	○七 ○	○七 ○	無税
二・七九	○七 ○	○七 ○	無税
二・八〇	○七 ○	○七 ○	無税
二・八一	○七 ○	○七 ○	無税
二・八二	○七 ○	○七 ○	無税
二・八三	○七 ○	○七 ○	無税
二・八四	○七 ○	○七 ○	無税
二・八五	○七 ○	○七 ○	無税
二・八六	○七 ○	○七 ○	無税
二・八七	○七 ○	○七 ○	無税
二・八八	○七 ○	○七 ○	無税
二・八九	○七 ○	○七 ○	無税
二・九〇	○七 ○	○七 ○	無税
二・九一	○七 ○	○七 ○	無税
二・九二	○七 ○	○七 ○	無税
二・九三	○七 ○	○七 ○	無税
二・九四	○七 ○	○七 ○	無税
二・九五	○七 ○	○七 ○	無税
二・九六	○七 ○	○七 ○	無税
二・九七	○七 ○	○七 ○	無税
二・九八	○七 ○	○七 ○	無税
二・九九	○七 ○	○七 ○	無税
二・一〇〇	○七 ○	○七 ○	無税

















二〇〇 九・八九	二 二	ツト又は野菜から得たものを除く。 野菜ジュース （二） その他のもののうち 気密容器入りのもの	七 六						
二一〇 一	二一〇 一	コーヒー、茶又はマテのエキス、 エッセンス及び濃縮物並びに これらをもととした調製品、コ ーヒー、茶又はマテをもととし た調製品並びにチコリーその他 のコーヒー代用物（いつたもの に限る。）並びにそのエキス、 エッセンス及び濃縮物 コーヒンのエキス、エッセンス 及び濃縮物並びにこれらをもと とした調製品並びにコーヒーを もととした調製品	六 五						
二二〇 一	二二〇 一	エクス、エッセンス及び濃縮物 砂糖を加えたもの	五						
二二〇 二	二二〇 二	その他のもの （二） その他のもの エクス、エッセンス又は濃縮物 をもととした調製品及びコーヒ ーをもととした調製品 一 エクス、エッセンス又は濃 縮物をもととした調製品 （一） 砂糖を加えたもの	無 一 五						
二二〇 三	二二〇 三	その他のもの （二） その他のもの 茶又はマテのエキス、エッセ ンス及び濃縮物並びにこれらをも ととした調製品並びに茶又はマ テをもととした調製品 一 茶又はマテのエキス、エッ センス及び濃縮物並びにこれら をもととした調製品 （二） インスタントティー チコリーその他のコーヒー代用 物（いつたものに限る。）並び にそのエキス、エッセンス及び 濃縮物	無 五 三						
二二一 一	二二一 一	酵母（活性のものであるかない かを問わない。）及びその他の 単細胞微生物（生きていないも のに限るものとし、第三〇〇 二項のワクチンを除く。）並び に調製したベーキングパウダー 酵母（活性のものに限る。）	一 〇						
二二一 二	二二一 二	酵母（不活性のものに限る。） 及びその他の単細胞微生物（生 きていないものに限る。）	〇						
二二一 三	二二一 三	調製したベーキングパウダー 酵母	無 五						
二二一 四	二二一 四	ソース、ソース用の調製品、混 合調味料、マスタードの粉及び ミール並びに調製したマスタ ード	三						
二二一 五	二二一 五	醤油	六						
二二一 六	二二一 六	その他のもの 一 ソース （三） その他のもの 二 その他のもの （一） インスタントカレーその 他のカレー調製品 （二） その他のもの A グルタミン酸ソーダを主成 分とするもの B スープ、ブロス、スープ用又は ブロス用の調製品及び均質混合 調製食料品 四 均質混合調製食料品 二 均質混合調製食料品 四・二〇 二一〇	六 三 六 四 八 六						
二二一 七	二二一 七	調製食料品（他の項に該当する ものを除く。） その他のもの 二 その他のもの （二） その他のもの D 飲料製造に使用する種類の 調製品でアルコール含有する もの（アルコール分が〇・五％ を超えるものに限る。） （b） その他のもの E その他のもの （a） 砂糖を加えたもの	無 六 八 四 六						
二二二 一	二二二 一	おたねにんじん又はそのエ キスを含有する飲料のもと 水（天然又は人造の鉱水及び炭 酸水を含むものとし、砂糖その 他の甘味料又は香味料を加えた ものを除く。）氷及び雪 鉱水及び炭酸水	〇 無 無						
二二二 二	二二二 二	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含む ものとし、生鮮のぶどうから製 造したものに限る。）及びぶど う搾汁（第二〇〇九項のもの を除く。） スパークリングワイン	無 六						
二二二 三	二二二 三	その他の発酵酒（例えば、りん ご酒、梨酒、ミード及び清酒） 並びに発酵酒とアルコールを含 有しない飲料との混合物及び発 酵酒の混合物（他の項に該当す るものを除く。） 二 その他のもの （一） 清酒及び濁酒 （二） その他のもの B その他のもの （b） その他のもの	無 五 四						
二二二 四	二二二 四	エチルアルコール（変性させて ないものでアルコール分が八 〇％未満のものに限る。）及び 蒸留酒、リキユールその他のア ルコール飲料 その他のもの 一 エチルアルコール及び蒸留 酒 （二） その他のもの A エチルアルコール （b） その他のもの	無 五 四						







<p>五                  関税率表第一七〇一・一二号の二、第一七〇一・一四号の二、第一七〇一・九一号、第一七〇一・九九号、第一七〇二・三〇号の二の(二)又は第一七〇二・九〇号の五の(二)のAに掲げる物品                  関税率表第一七〇二・四〇号の二又は第一七〇二・六〇号の二に掲げる物品のうち                  砂糖を加えたもの</p>	<p>四                  関税率表第一二二二・二二二号の一又は二に掲げる物品                  関税率表第一二二二・二二二号の三に掲げる物品のうち                  ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）及びわかめ（ウナダリア・ピンナティフィダ）以外のもの</p>	<p>三                  関税率表第一〇二・九〇号の三、第一〇三・一九号の四、第一〇三・二〇号の三の(二)、第一〇四・一九号の二の(二)、第一〇四・二九号の二又は第一〇八・二〇号に掲げる物品                  関税率表第一〇八・一二号から第一〇八・一九号までに掲げる物品のうち                  第八条の五第二項において準用する関税率法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの（でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリンダール、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチダールの製造に使用するものに限る。）以外のもの</p>	<p>する同法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のものに限る。）                  関税率表第一〇〇六・一〇〇号から第一〇〇六・四〇号までに掲げる物品のうち                  政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの以外のもの</p>
<p>三                  一 関税率表第九一・三・九〇号の一に掲げる物品</p>	<p>一 関税率表第四三〇二・一九号から第四三〇二・三〇号まで、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち                  羊、やぎ又はうさぎのもの                  一 関税率表第六四・〇一、第六四・〇二、第六四・〇三、第六四・〇四に掲げる物品                  二 関税率表第九一・三・九〇号の一に掲げる物品</p>	<p>八                  関税率表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる物品                  関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち                  分蜜糖のもの                  九                  関税率表第三五〇三・〇〇号の三に掲げる物品                  〇                  関税率表第四二・〇三項に掲げる物品</p>	<p>六                  関税率表第一九〇一・二〇号の二の(二)のA若しくはDの(b)若しくは(c)、第一九〇一・九〇号の二の(二)のA若しくはDの(b)、第一九〇四・二〇号の二の(一)又は第一九〇四・二〇号の二の(二)に掲げる物品                  関税率表第一九〇一・九〇号の二の(三)又は第一九〇四・九〇号の一に掲げる物品のうち                  米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの                  七                  関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)のイに掲げる物品                  関税率表第二〇〇八・九九号の二の(二)のBの(d)に掲げる物品のうち                  ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）以外のもの                  八                  関税率表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる物品                  関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち                  分蜜糖のもの                  九                  関税率表第三五〇三・〇〇号の三に掲げる物品                  〇                  関税率表第四二・〇三項に掲げる物品</p>